

各府県市の産業廃棄物税条例

1	三重県産業廃棄物税条例	1
2	鳥取県産業廃棄物処分場税条例	5
3	岡山県産業廃棄物処分税条例	12
4	広島県産業廃棄物税条例	17
5	北九州市環境未来税条例	26
6	岩手県産業廃棄物税条例	30
7	青森県産業廃棄物税条例	39
8	秋田県産業廃棄物税条例	44
9	滋賀県産業廃棄物税条例	50
10	奈良県産業廃棄物税条例	55
11	山口県産業廃棄物税条例	61
12	新潟県産業廃棄物税条例	69
13	宮城県産業廃棄物税条例	78
14	京都府産業廃棄物税条例	84

三重県産業廃棄物税条例(三重県条例第五十一号)

(課税の根拠)

第一条 県は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
- 二 最終処分場 廃棄物処理法第十五条第一項の規定による三重県知事(以下「知事」という。)の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場をいう。
- 三 中間処理施設 廃棄物処理法第十四条第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第六項又は第十四条の五第一項の規定による知事の許可を受けた者が当該許可に係る事業の用に供する施設のうち、最終処分場を除いた施設をいう。

(賦課徴収)

第三条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号)の定めるところによる。

(納税義務者等)

第四条 産業廃棄物税は、事業所ごとに、産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入に対し、当該産業廃棄物を排出する事業者に課する。ただし、次に掲げる搬入については、この限りでない。

- 一 産業廃棄物を排出する事業者(以下「排出事業者」という。)が当該産業廃棄物を自ら有する中間処理施設において処分するための搬入
- 二 排出事業者がその処分を他人に委託した産業廃棄物のうち中間処理施設で処分された後のもの(前号に規定する搬入に係る産業廃棄物が処分された後のものを除く。)の搬入

(納税管理人)

第五条 産業廃棄物税の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所(以下「住所等」という。)を有しない場合においては、納付に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から十日以内に知事に申告し、又は県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてこれを定める必要が生じた日から十日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る産業廃棄物税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第六条 前条第二項の認定を受けていない産業廃棄物税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

(課税標準)

第七条 産業廃棄物税の課税標準は、次に掲げる重量とする。

- 一 最終処分場への産業廃棄物の搬入にあつては当該産業廃棄物の重量
- 二 中間処理施設への産業廃棄物の搬入にあつては当該産業廃棄物の重量に、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる処理係数を乗じて得た重量

施設の区分	処理係数
一 焼却施設又は脱水施設	〇. 一〇
二 乾燥施設又は中和施設	〇. 三〇
三 油水分離施設	〇. 二〇
四 前三項に掲げる施設以外の中間処理施設	一. 〇〇

備考 この表において「焼却施設」、「脱水施設」、「乾燥施設」、「中和施設」及び「油水分離施設」とは、廃棄物処理法第十四条第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第六項又は第十四条の五第一項の規定による知事の許可を受けた事業の範囲に応じて、当該事業の用に供された施設をいう。

2 前項に規定する搬入に係る産業廃棄物について、当該産業廃棄物の重量の計測が困難な場合において規則で定める要件に該当するときは、規則で定めるところにより換算して得た重

量を当該産業廃棄物の重量とする。

(課税標準の特例)

第八条 中間処理施設において処分された後の産業廃棄物の重量が前条第一項第二号の規定により算出した重量に満たない場合における課税標準は、排出事業者の申出に基づき知事が適当であると認めたときに限り、当該産業廃棄物の重量とする。

2 産業廃棄物を中間処理施設のうち規則で定める再生施設(以下「再生施設」という。)へ搬入する場合においては、当該搬入に係る産業廃棄物の重量を課税標準に含めないものとする。

(税率)

第九条 産業廃棄物税の税率は、一トンにつき千円とする。

(免税点)

第十条 四月一日から翌年三月三十一日までの間(以下「課税期間」という。)における中間処理施設又は最終処分場への搬入に係る産業廃棄物税の課税標準となるべき重量の合計(以下「課税標準量」という。)が千トンに満たない場合においては、産業廃棄物税を課さない。

(徴収の方法)

第十一条 産業廃棄物税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続)

第十二条 産業廃棄物税の納税義務者は、課税期間の末日から起算して四月を経過する日の属する月の末日までに(課税期間の中途において事業所を廃止した場合にあっては、当該事業所の廃止の日から一月以内に)、当該課税期間における産業廃棄物税の課税標準量及び税額、再生施設へ搬入した産業廃棄物の重量その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付しなければならない。

(期限後申告等)

第十三条 前条の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第七百三十三条の十六第四項の規定による決定の通知を受けるまでは、前条の規定により申告書を提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付することができる。

2 前条又は前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準量又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(更正又は決定の通知等)

第十四条 法第七百三十三条の十六第四項の規定による更正若しくは決定をした場合又は法第七百三十三条の十八第五項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額若しくは法第七百三十三条の十九第四項の規定による重加算金額を決定した場合においては、規則で定める通知書により、これを納税義務者に通知する。

2 前項の通知を受けた者は、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書に指定する納期限までに納付しなければならない。

(帳簿の記載義務等)

第十五条 産業廃棄物税の納税義務者は、帳簿を備え、規則で定めるところにより、産業廃棄物の搬入に関する事実をこれに記載し、第十二条に規定する申告書の提出期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

(徴税吏員の質問検査権)

第十六条 徴税吏員は、産業廃棄物税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号及び第二号の者の事業に関する帳簿書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で産業廃棄物税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

2 前項第一号に掲げる者を分割法人(分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下同じ。)とする分割に係る分割承継法人(分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下同じ。)及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第二号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

3 第一項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 産業廃棄物税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、法第七百三十三条の二十四第六項の定めるところによる。

(県税条例の特例)

第十七条 産業廃棄物税の賦課徴収については、三重県県税条例第三条第二号中「狩猟税」とあるの

は「狩猟税
産業廃棄物税」と、同条例第六条の二第二項中「県たばこ税」とあるのは「県たばこ税
及び産業廃棄物税」と、同条例第七条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び
三重県産業廃棄物税条例（平成十三年三重県条例第五十一号）」と、同条例第八条中
「6 知事は、第二項から前項までの課税地を不相当と認める場合又はこれにより難いと認
める場合においては、これらの規定にかかわらず、別に課税地を指定することができる。」

とあるのは

「6 第二項の規定にかかわらず、産業廃棄物税の課税地は、三重県産業廃棄物税条例第四
条に規定する産業廃棄物の搬入に係る中間処理施設又は最終処分場の所在地とする。

7 知事は、第二項から前項までの課税地を不相当と認める場合又はこれにより難いと認
める場合においては、これらの規定にかかわらず、別に課税地を指定する
ことができる。」

と、同条例第九条及び第十一条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び三重県産業
廃棄物税条例」とする。

(委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(産業廃棄物税の用途)

第十九条 知事は、県に納付された産業廃棄物税額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用
を控除して得た額を、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要
する費用に充てなければならない。

附 則

- この条例は、法第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して
一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行う産業廃棄物の搬
入に係る産業廃棄物税について適用する。
- この条例を施行するために必要な規則の制定その他の行為は、この条例の施行の前日にお
いても行うことができる。
- 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移
等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に
基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成十四年三月二十六日 三重県条例第二十二号)

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成十五年七月一日 三重県条例第三十八号抄)

この条例は、平成十五年七月一日から施行する。(後略)

附 則(平成十六年三月二十三日 三重県条例第十九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十六年三月三十一日 三重県条例第四十二号抄)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。(後略)

[戻る](#)

三重県産業廃棄物税条例の概要

項 目	概 要
1 課税の根拠 (第1条)	地方税法の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として、産業廃棄物税を課する。
2 納税義務者 (第4条)	産業廃棄物を排出する事業者（県内・県外を問わず）
3 課税対象 (第4条)	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入 中間処理施設：中間処理業者が設置する県内の産業廃棄物処理施設 最終処分場：産業廃棄物を埋立処分するための県内の産業廃棄物処理施設
4 課税標準 (第7条、 第8条)	①最終処分場への搬入の場合：当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設 " : 当該産業廃棄物の重量に一定の処理係数（産業廃棄物の処理施設ごとの減量化を考慮した係数）を乗じて得た重量 ③再生施設への搬入の場合：課税免除
5 税率 (第9条)	1トンにつき1,000円
6 免税点 (第10条)	4月1日から翌年3月31日までの間(「課税期間」)における課税標準量が1,000トンに満たない場合には産業廃棄物税を課さない。
7 徴収方法 (第11条、 第12条)	申告納付（課税期間終了から7月末まで）
8 用途 (第19条)	産業廃棄物税額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てる。 ・環境の21世紀に通じる産業活動への支援 ・産業廃棄物による新たな環境負荷への対策
9 施行期日 (附則第1項)	総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成14年4月1日施行）
10 検討 (附則第3項)	この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときはこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

○鳥取県産業廃棄物処分場税条例

平成14年7月9日
鳥取県条例第55号

鳥取県産業廃棄物処分場税条例をここに公布する。

鳥取県産業廃棄物処分場税条例

(趣旨)

第1条 この条例は、産業廃棄物処分場税について、課税の対象、納税義務者、課税標準その他の必要な事項を定めるものとする。

(課税)

第2条 県は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第731条第1項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(以下「産業廃棄物処理施設」という。)の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物処分場税を課する。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
 - (2) 中間処理産業廃棄物 発生から埋立処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。
 - (3) 最終処分場 産業廃棄物の埋立処分の用に供する施設で鳥取県の区域内に所在するものをいう。
 - (4) 最終処分業者 廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定による鳥取県知事(以下「知事」という。)の許可(廃棄物処理法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による変更の許可を含む。)を受け、産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいう。
 - (5) 特別徴収 産業廃棄物処分場税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、かつ、その徴収すべき税金を納入させることをいう。
 - (6) 特別徴収義務者 特別徴収によって産業廃棄物処分場税を徴収し、かつ、納入する義務を負う者をいう。
 - (7) 申告納入 特別徴収義務者がその徴収すべき産業廃棄物処分場税の課税標準となる重量及び税額を申告し、及びその申告した税金を納入することをいう。
 - (8) 納入金 特別徴収義務者が徴収し、かつ、納入すべき産業廃棄物処分場税をいう。
 - (9) 徴収金 県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。
 - (10) 納入書 特別徴収義務者が産業廃棄物処分場税に係る徴収金を納入するために用いる文書で、特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき産業廃棄物処分場税に係る徴収金額その他納入について必要な事項を記載したものをいう。
 - (11) 申告納付 納税者がその納付すべき産業廃棄物処分場税の課税標準となる重量及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付することをいう。
 - (12) 納付書 納税者が産業廃棄物処分場税に係る徴収金を納付するために用いる文書で、納税者の住所及び氏名又は名称並びにその納付すべき産業廃棄物処分場税に係る徴収金額その他納付について必要な事項を記載したものをいう。
 - (13) 納入通知書 法及びこの条例の規定により科せられた過料その他収入金の額及びその納期限等をその者に対し告示するために県が作成する文書をいう。
- 2 この条例の規定の適用については、最終処分場に搬入される廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物は、産業廃棄物とみなす。

(平15条例76・一部改正)

(賦課徴収)

第4条 産業廃棄物処分場税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めがあるもののほか、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第2号ウ中「入猟税」とあるのは「入猟税及び産業廃棄物処分場税」と、同条例第7条第1項及び第2項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは鳥取県産業廃棄物処分場税条例(平成14年鳥取県条例第55号)」と、同条例第18条第1項中「この条例及びこの条例に基づく規則」とあるのは「この条例又は鳥取県産業廃棄物処分場税条例及びこれらに基づく規則」と、同条例第19条中「この条例」とあるのは「この条例若しくは鳥取県産業廃棄物処分場税条例」とする。

(納税義務者等)

第5条 産業廃棄物処分場税は、産業廃棄物の最終処分場への搬入(次に掲げる搬入を除く。)に対し、中間処理産業廃棄物以外の産業廃棄物(以下この条において「未処理産業廃棄物」という。)にあつては事業活動に伴って当該搬入に係る未処理産業廃棄物を生じさせた者(以下この条において「排出者」という。)に、中間処理産業廃棄物にあつては産業廃棄物を処分して当該搬入に係る中間処理産業廃棄物とした者(以下「中間処理者」という。)に課する。

- (1) 中間処理者が自ら当該搬入に係る中間処理産業廃棄物とした中間処理産業廃棄物(他の者

から搬入された産業廃棄物を処分した後のものを除く。)を自ら設置する最終処分場において埋立処分するための搬入

(2) 排出者が自ら生じさせた未処理産業廃棄物を自ら設置する最終処分場において埋立処分するための搬入

(課税免除)

第6条 知事は、次に掲げる産業廃棄物の搬入に対しては、産業廃棄物処分場税を課さない。

(1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道又は同条第4号に規定する流域下水道から生じた汚泥及びその焼却後の燃え殻並びにこれら进行处理した後のもの並びに当該汚泥の焼却施設において発生するばいじん

(2) その他知事が別に定める産業廃棄物

(課税標準)

第7条 産業廃棄物処分場税の課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする。

2 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合において規則で定める要件に該当するときは、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とみなす。

(税率)

第8条 産業廃棄物処分場税の税率は、1トンにつき1,000円とする。

(端数計算)

第9条 産業廃棄物処分場税の確定金額に1円未満の端数があるとき、又はその全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(徴収の方法)

第10条 産業廃棄物処分場税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、中間処理者が自ら当該搬入に係る中間処理産業廃棄物とした中間処理産業廃棄物(他の者から搬入された産業廃棄物を処分した後のものに限る。)を自ら設置する最終処分場において埋立処分するための搬入(以下「自己搬入」という。)に対し産業廃棄物処分場税を課する場合においては、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者)

第11条 特別徴収義務者は、最終処分業者とする。

2 知事は、特に必要があると認める場合には、最終処分業者以外の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。

3 特別徴収義務者は、その埋立処分の用に供する最終処分場(前項の特別徴収義務者にあつては、同項の指定に係る最終処分場)への産業廃棄物の搬入に対して課する産業廃棄物処分場税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録)

第12条 前条第1項の規定によって特別徴収義務者となるべき者は、最終処分場において埋立処分を業として開始しようとする日の5日前までに、特別徴収義務者としての登録を最終処分場ごとに知事に申請しなければならない。

2 前条第2項の規定によって特別徴収義務者としての指定を受けた者は、当該指定を受けた日から3日以内に、特別徴収義務者としての登録を最終処分場ごとに知事に申請しなければならない。

3 前2項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項(前項の登録を申請する場合にあつては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 最終処分場の所在地及び名称

(3) 最終処分場の規模

(4) 事業開始年月日

(5) その他知事が必要であると認める事項

4 知事は、第1項又は第2項の登録の申請があつた場合には、その申請をした者に対し、その者が産業廃棄物処分場税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付するものとする。

5 前項の証票の様式は、規則で定める。

6 第4項の証票の交付を受けた者は、これを最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

7 第4項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

8 第4項の証票の交付を受けた者は、最終処分場に係る産業廃棄物処分場税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅の日から10日以内にその証票を知事に返さなければならない。

9 第1項又は第2項の登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じた場合には、その変更を生じた日から5日以内に、登録の変更を申請しなければならない。

10 前項の登録の変更を申請する場合において提出すべき申請書には、第3項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(申告納入)

第13条 特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間内において徴収すべき産業廃棄物処分場

税について、それぞれ同表の右欄に定める期限までに、課税標準となる重量、税額その他必要な事項を記載した規則で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。ただし、最終処分場において業として行う埋立処分を廃止し、又は休止した場合においては、その廃止し、又は休止した日から1月以内に、廃止し、又は休止した日までにおいて徴収すべき当該廃止又は休止に係る最終処分場への搬入に対して課する産業廃棄物処分場税について、これを申告納入しなければならない。

1月1日から3月31日まで	4月30日
4月1日から6月30日まで	7月31日
7月1日から9月30日まで	10月31日
10月1日から12月31日まで	翌年の1月31日

2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納入に係る期間及び期限を指定することができる。

(平15条例76・一部改正)

(徴収猶予)

第14条 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物処分場税の全部又は一部を前条第1項又は第2項の納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物処分場税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。

2 前項の規定による徴収の猶予を申請する特別徴収義務者は、規則で定める申請書に徴収の猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 法第15条第4項及び第15条の3の規定は、第1項の規定による徴収の猶予について準用する。

4 第1項の規定により徴収を猶予した産業廃棄物処分場税に係る徴収金については、法第733条の22第2項の期間は、その猶予した期間の末日から20日以内とする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第15条 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物処分場税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物処分場税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物処分場税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条第1項の規定により徴収を猶予しているときその他その産業廃棄物処分場税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 前項の規定により還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、規則で定める申請書に還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により産業廃棄物処分場税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

4 知事は、第1項の規定による申請があった場合においては、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、その申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(納税義務者としての登録)

第16条 第10条ただし書の規定によって産業廃棄物処分場税を申告納付すべき者(以下「納税義務者」という。)は、自己搬入を開始しようとする日の5日前までに、納税義務者としての登録を最終処分場ごとに知事に申請しなければならない。

2 前項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 最終処分場の所在地及び名称
- (3) 最終処分場の規模
- (4) 自己搬入の開始年月日
- (5) その他知事が必要であると認める事項

3 知事は、第1項の登録の申請があった場合には、その申請をした者を納税義務者として登録するとともに、その旨をその者に対し通知するものとする。

4 第1項の登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じた場合には、その変更を生じた日から5日以内に、登録の変更を申請しなければならない。

5 前項の登録の変更を申請する場合において提出すべき申請書には、第2項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(申告納付)

第17条 納税義務者は、次の表の左欄に掲げる期間内における自己搬入に係る産業廃棄物処分場

税について、それぞれ同表の右欄に定める期限までに、課税標準となる重量、税額その他必要な事項を記載した規則で定める申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付書によって納付しなければならない。ただし、最終処分場を廃止し、又は休止した場合においては、その廃止し、又は休止した日から1月以内に、廃止し、又は休止した日までにおける当該廃止し、又は休止した最終処分場への自己搬入に対して課する産業廃棄物処分場税について、これを申告納付しなければならない。

1月1日から3月31日まで	4月30日
4月1日から6月30日まで	7月31日
7月1日から9月30日まで	10月31日
10月1日から12月31日まで	翌年の1月31日

2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納付に係る期間及び期限を指定することができる。

(平15条例76・一部改正)

(期限後申告及び修正申告納付)

第18条 納税義務者は、前条第1項又は第2項の納期限後においても、次条に規定する決定の通知があるまでは、前条第1項の規定によって申告納付することができる。

2 前条第1項、前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した納税義務者又は法第733条の16第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた納税義務者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準となる重量又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定める様式による修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

(平15条例76・一部改正)

(更正及び決定に関する通知)

第19条 法第733条の16第4項の規定による更正又は決定の通知、法第733条の18第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(不足金額等の納入等の手続)

第20条 前条の通知書を受理した特別徴収義務者又は納税義務者(以下「特別徴収義務者等」という。)は、不足金額(法第733条の17第1項に規定する不足金額をいう。次条において同じ。)、過少申告加算金額(法第733条の18第1項に規定する過少申告加算金額をいう。)、不申告加算金額(同条第3項に規定する不申告加算金額をいう。))又は重加算金額(法第733条の19第1項又は第2項に規定する重加算金額をいう。))があるときは、それぞれ納入書又は納付書によってこれらを納入し、又は納付しなければならない。

2 前項の不足金額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過した日とする。

(納期限後に納入し、又は納付する場合の延滞金)

第21条 特別徴収義務者等は、第13条第1項若しくは第2項又は第17条第1項若しくは第2項の納期限(納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。)後にその納入金(不足金額を含む。)を納入し、又は産業廃棄物処分場税(第18条第2項の規定による修正により増加した税額及び不足金額を含む。)を納付する場合においては、当該納入金額又は産業廃棄物処分場税額に、その納期限の翌日から納入又は納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合(次の表の左欄に掲げる金額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入書又は納付書によって納入し、又は納付しなければならない。

(1) 不足金額	当該不足金額に係る前条第2項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(2) 第18条第2項の規定による修正により増加した税額	第18条第2項の修正申告書が提出された日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
(3) 前2号に掲げる金額以外の金額	当該金額に係る第13条第1項若しくは第2項又は第17条第1項若しくは第2項の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

2 前項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 3 第1項の延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 知事は、第14条第1項の規定により徴収の猶予をした場合においては、その徴収を猶予した産業廃棄物処分場税(不足金額を除く。)に係る第1項の延滞金額中当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(延滞金の割合の特例)

第22条 当分の間、前条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(納税管理人の申告等)

第23条 特別徴収義務者等は、鳥取県の区域内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合又は有しなくなった場合においては、納入又は納付に関する一切の事項を処理させるため、その埋立処分場の用に供する最終処分場(第11条第2項の特別徴収義務者にあつては、同項の指定に係る最終処分場)の所在地を管轄する県税事務所の管内(以下この項において「管内」という。)に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてその必要が生じた日から10日以内に規則で定める申告書を知事に提出し、又は管内以外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてその必要が生じた日から10日以内に規則で定める申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別徴収義務者等は、当該特別徴収義務者等に係る産業廃棄物処分場税の徴収の確保に支障がないことについて、あらかじめ規則で定める申請書を知事に提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第24条 前条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者等で同条第1項の承認を受けていないものが、同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、その情状により知事が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書で指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(帳簿等の保存義務)

第25条 特別徴収義務者等は、最終処分場への産業廃棄物の搬入について次に掲げる事項を記載した帳簿又はこれらの事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)若しくは電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。)を、当該記載し、又は記録した産業廃棄物の搬入に係る第13条第1項若しくは第2項又は第17条第1項若しくは第2項の納期限の翌日から5年間保存しなければならない。

- (1) 年月日ごとの搬入された産業廃棄物の重量
- (2) 前号の産業廃棄物のうち課税対象とならない搬入に係るものの重量及びその理由
- (3) その他知事が必要と認める事項

(知事権限の委任)

第26条 この条例に規定する産業廃棄物処分場税に係る徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、最終処分場の所在地を管轄する県税事務所長に委任する。ただし、特に必要があると認めるときは、知事が別に指定する県税事務所長に委任する。

- 2 知事は、前項の規定によって委任した事項について必要があると認める場合には、県税事務所長に指示することができる。

(使途)

第27条 知事は、県に納入し、又は納付された産業廃棄物処分場税額から産業廃棄物処分場税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てなければならない。

(規則への委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成14年規則第106号で平成15年4月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について

適用する。

- 3 第12条第1項の規定による特別徴収義務者としての登録及び第16条第1項の規定による納税義務者としての登録は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 4 この条例の施行の日前において最終処分場において埋立処分を業として行っている者に係る第12条の規定の適用については、同条第1項中「最終処分場において埋立処分を業として開始しようとする日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。
- 5 この条例の施行の日前において自己搬入を行っている者に係る第16条の規定の適用については、同条第1項中「自己搬入を開始しようとする日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。
(検討)
- 6 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附 則(平成15年条例第76号)
この条例は、公布の日から施行する。

○鳥取県税条例の一部を改正する条例(抄)

平成16年3月30日
鳥取県条例第16号

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第 号。以下「改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(鳥取県産業廃棄物処分場税条例の一部改正)

第9条 鳥取県産業廃棄物処分場税条例(平成14年鳥取県条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(賦課徴収)	(賦課徴収)
第4条 産業廃棄物処分場税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めがあるもののほか、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第2号ウ中「狩猟税」とあるのは「 <u>狩猟税及び産業廃棄物処分場税</u> 」と、同条例第7条第1項及び第2項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは鳥取県産業廃棄物処分場税条例(平成14年鳥取県条例第55号)」と、同条例第18条第1項中「この条例及びこの条例に基づく規則」とあるのは「この条例又は鳥取県産業廃棄物処分場税条例及びこれらに基づく規則」と、同条例第19条中「この条例」とあるのは「この条例若しくは鳥取県産業廃棄物処分場税条例」とする。	第4条 産業廃棄物処分場税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めがあるもののほか、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第2号ウ中「 <u>入猟税</u> 」とあるのは「 <u>入猟税及び産業廃棄物処分場税</u> 」と、同条例第7条第1項及び第2項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは鳥取県産業廃棄物処分場税条例(平成14年鳥取県条例第55号)」と、同条例第18条第1項中「この条例及びこの条例に基づく規則」とあるのは「この条例又は鳥取県産業廃棄物処分場税条例及びこれらに基づく規則」と、同条例第19条中「この条例」とあるのは「この条例若しくは鳥取県産業廃棄物処分場税条例」とする。

鳥取県産業廃棄物処分場税の概要

税 務 課

目 的	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理施設の設置促進のための施策及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物処分場税を創設する。
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> 県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者
課税対象	<ul style="list-style-type: none"> 県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入
課税標準	<ul style="list-style-type: none"> 県内の最終処分場への搬入重量
税 率	<ul style="list-style-type: none"> 1トンにつき1,000円
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> 特別徴収義務者（最終処分業者）からの申告納入 <特別徴収> 他者から搬入された産業廃棄物を中間処理した後の自家処分は申告納付
税の仕組み	<pre> graph TD A[排出事業者] --- B[中間処理業者] A -- 課税対象 --> C[最終処分業者 (県内)] B -- 課税対象 --> C C -- 申告納入 --> D[県] A --- E[納税義務者] B --- F[納税義務者] C --- G[特別徴収義務者] </pre>
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴って生じる廃棄物と本来、性格の異なる廃棄物については本税を課さない。(例) 下水道処理に伴う汚泥 など
税収用途	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理施設を設置促進するための施策の財源 事業者及び産業廃棄物処理業者等によるリサイクルを促進するための施策の財源 等
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 条例施行後、3年で見直しを行う。



OKAYAMA Prefecture

税務課

総務部 税務課

岡山県産業廃棄物処理税条例

(平成14年岡山県条例第47号)

(産業廃棄物処理税)

第一条 県は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第四条第六項の規定により、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する費用(以下「産業廃棄物対策促進費用」という。)に充てるため、及び地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定により保健所を設置する市(以下「保健所設置市」という。)に対し産業廃棄物対策促進費用に充てる財源を交付するため、産業廃棄物処理税を課する。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下この条及び第十四条第二項において「廃棄物処理法」という。)第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
- 二 最終処分業者 廃棄物処理法第十四条第四項又は第十四条の四第四項の規定による知事(保健所設置市にあっては、その長。次号において同じ。)の許可(廃棄物処理法第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の規定による事業の範囲の変更に係る許可を含む。)を受け、産業廃棄物の最終処分を業として行う者をいう。
- 三 最終処分場 廃棄物処理法第十五条第一項の規定による知事の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場(同項の規定の適用を受けないで設置されたものを含む。)をいう。

(納税義務者等)

第三条 産業廃棄物処理税は、事業者(中間処理業者(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。)を含む。次項において同じ。)がその排出する産業廃棄物の最終処分を最終処分業者に委託した場合において、最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課する。

2 産業廃棄物処理税は、前項に規定する場合のほか、事業者がその排出する産業廃棄物の最終処分を自ら行う場合においては、当該事業者が設置する最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課する。

(課税標準)

第四条 産業廃棄物処理税の課税標準は、前条第一項又は第二項の搬入に係る産業廃棄物の重量とする。

2 前項に規定する産業廃棄物の重量の計測が困難な場合においては、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(税率)

第五条 産業廃棄物処理税の税率は、一トンにつき千円とする。

(徴収の方法)

第六条 産業廃棄物処理税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第三条第二項の規定により産業廃棄物処理税を課する場合においては、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者等)

第七条 最終処分業者を産業廃棄物処理税の特別徴収義務者に指定する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、産業廃棄物処理税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定するものとする。
- 3 前二項の特別徴収義務者は、最終処分場への産業廃棄物の搬入があったときに産業廃棄物処理税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録等)

第八条 前条第一項の規定により特別徴収義務者に指定された者は産業廃棄物の最終処分を業として開始しようとする日の五日前までに、同条第二項の規定により特別徴収義務者に指定された者は直ちに、その特別徴収すべき産業廃棄物処理税に係る最終処分場ごとに、当該最終処分場における特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- 二 最終処分場の所在地及び名称
- 三 事業開始年月日
- 四 その他参考となるべき事項

- 3 第一項の登録を受けた者は、その登録事項に変更を生じた場合においては、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 4 知事は、第一項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者に対し、その者が産業廃棄物処理税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付するものとする。

- 5 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該最終処分場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならない。

- 6 第四項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

- 7 第四項の証票の交付を受けた者は、当該最終処分場に係る産業廃棄物処理税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から十日以内に、知事にその旨を届け出るとともに、その証票を返さなければならない。

(申告納入)

第九条 産業廃棄物処理税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき産業廃棄物処理税に係る課税標準たる重量(当該重量にトン位以下第三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の重量とする。第十二条において同じ。)、税額その他規則で定める事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

(徴収猶予)

第十条 知事は、法第十五条の規定による場合のほか、産業廃棄物処理税の特別徴収義務者が最終処分の料金及び産業廃棄物処理税の全部又は一部を前条の納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物処理税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限って徴収猶予をすることができる。この場合においては、その徴収猶予は、分割徴収の方法によることを妨げない。

- 2 知事は、前項の規定により徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第十一条 知事は、産業廃棄物処理税の特別徴収義務者が最終処分の料金及び産業廃棄物処理税の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物処理税額を失つたことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物処理税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているときその他その産業廃棄物処理税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により、産業廃棄物処理税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3 知事は、第一項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(申告納付)

第十二条 第六条ただし書の規定により産業廃棄物処理税を申告納付すべき納税者(第十四条第一項及び第十五条第一項において「産業廃棄物処理税の納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における申告納付すべき産業廃棄物処理税に係る課税標準たる重量、税額その他規則で定める事項を記載した納付申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付申告書を提出した者は、当該納付申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(最終処分場の設置等の届出)

第十三条 最終処分場を設置しようとする者(第八条第一項の規定により登録を申請する者を除く。)は、当該最終処分場における産業廃棄物の最終処分を開始しようとする日の五日前までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 最終処分場の設置者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- 二 最終処分場の所在地及び名称
- 三 最終処分の開始年月日
- 四 その他参考となるべき事項

2 前項の届出をした者は、その届出事項に変更を生じた場合においては、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、最終処分場を譲り受け、又は借り受けようとする者について準用する。

(帳簿の保存等)

第十四条 産業廃棄物処理税の特別徴収義務者及び産業廃棄物処理税の納税者は、帳簿を備え、規則で定めるところにより、最終処分場への産業廃棄物の搬入に関する事実をこれに記載し、当該搬入の行われた日の属する月の末日の翌日から一月を経過した日から五年間保存しなければならない。

2 産業廃棄物処理税の特別徴収義務者は、最終処分場への産業廃棄物の搬入に際して廃棄物処理法において作成すべきこととされている書類等のほか、最終処分に係る委託契約書その他規則で定めるものを当該搬入の行われた日の属する月の末日の翌日から一月を経過した日から五年間保存しなければならない。

(更正及び決定の通知等)

第十五条 知事は、法第七百三十三条の十六の規定により産業廃棄物処理税の更正及び決定をした場合においては、その旨を産業廃棄物処理税の特別徴収義務者又は産業廃棄物処理税の納税者に通知しなければならない。

2 前項の通知をした場合において、不足金額(更正による納入金若しくは税金の不足金額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。)があるときは、当該通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収する。

(賦課徴収)

第十六条 産業廃棄物処理税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び岡山県税条例(昭和二十九年岡山県条例第三十七号)の定めるところによる。この場合において、同条例第二条第二号中「入猟税」とあるのは「入猟税 産業廃棄物処理税」と、同条例第八条中「この条例」とあるのは「この条例若しくは岡山県産業廃棄物処理税条例(平成十四年岡山県条例第四十七号)」と、同条例第十条第一項中「七 前各号以外の県税(たばこ税、自動車税、鉱区税及び自動車取得税を除く。)」にあつては、課税客体の所在地」とあるのは「七 産業廃棄物処理税にあつては、最終処分場の所在地 八 前各号以外の県税(たばこ税、自動車税、鉱区税及び自動車取得税を除く。)」にあつては、課税客体の所在地」と、同条例第二十三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは岡山県産業廃棄物処理税条例」とする。

2 産業廃棄物処理税は、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第六条の十七第二項第七号に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。

(使途)

第十七条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物処理税額に相当する額から次項の規定により保健所設置市に交付する額に相当する額及び産業廃棄物処理税の徴収に要する費用として規則で定める額の合計額を控除して得た額を、産業廃棄物対策促進費用に充てなければならない。

2 知事は、保健所設置市に対し、規則で定めるところにより、県に納入され、又は納付された当該保健所設置市に所在する最終処分場に係る産業廃棄物処理税額に相当する額に規則で定める率を乗じて得た額の二分の一に相当する額を交付するものとする。

3 保健所設置市は、前項の規定により交付を受けた金額を産業廃棄物対策促進費用に充てなければならない。

(規則への委任)

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行し、同日以後に行う最終処分場への産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物処理税について適用する。

(平成14年12月20日、岡山県規則第117号により平成15年4月1日から施行)

(施行前の準備)

2 第七条第一項の規定により特別徴収義務者に指定されることとなる者に係る特別徴収義務者としての登録の申請及び証票の交付は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第八条第一項(次項の規定が適用される場合を含む。)及び第四項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 施行日において現に最終処分業者である者については、施行日に最終処分を業として開始しようとするものとみなして、第八条第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「産業廃棄物の最終処分を業として開始しようとする日の五日前までに」とあるのは、「直ちに」とする。

4 施行日において現に最終処分場を設置している者については、施行日に当該最終処分場を設置しようとするものとみなして、第十三条第一項及び第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「当該最終処分場における産業廃棄物の最終処分を開始しようとする日の五日前までに」とあるのは、「直ちに」とする。

(検討)

5 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◀BACK▶

お問い合わせは

岡山県 総務部税務課企画税制係

TEL (086)226-7241

登録・更新日2003/2/4

このWebサイトはNetscape2.0X以降でご覧になることをお勧めします。



岡山県
ホームページへ

総合案内へ

意見・質問

産業廃棄物処理税(案)の概要について

項目	内容
目的	産業廃棄物の最終処分場への搬入に課税することで、その発生抑制、リサイクルの促進、最終処分量の減量化を図る。 さらに、その税収を産業廃棄物対策に充てることにより、「環境の世紀にふさわしい岡山の創造」を目指す。
納税義務者	排出事業者又は中間処理業者 (最終処分場に産業廃棄物を搬入する者)
課税標準	最終処分場への搬入量
税率	1トンにつき1,000円
徴収方法	特別徴収義務者(最終処分業者)からの申告納入 申告納付(自社処分の場合)
税の仕組み	
税収使途	<ul style="list-style-type: none"> ○意識の改革 <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育、学習の振興等・環境情報の拠点づくり ・環境NGOの活動支援・環境にやさしい企業づくり ・リサイクル推進県民運動の推進 ○産業活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル技術等の開発支援・リサイクル施設等の近代化 ・公共事業のグリーン化の促進 ・再生品、再生資材の利用促進対策 ○適正処理の推進等 <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄の未然防止対策の充実 ・廃棄物の適正処理のための技術開発の支援 ・環境負荷の総合評価手法の導入促進 ○環境インフラの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・公共関与による廃棄物処理施設の整備の促進 ・環境の世紀にふさわしい先進的プロジェクトの推進 ○保健所設置市への交付金 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所設置市(岡山市・倉敷市)に対する産業廃棄物対策促進費用に充てるための財源の交付

広島県産業廃棄物埋立税条例

(課税の根拠)

第一条 県は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物埋立税を課する。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下この条において「廃棄物処理法」という。）第二条第四項に規定する産業廃棄物（次号に掲げる中間処理産業廃棄物を含む。）をいう。
- 二 中間処理産業廃棄物 廃棄物処理法第十二条第三項に規定する中間処理産業廃棄物をいう。
- 三 最終処分業者 廃棄物処理法第十一条第二項の規定により産業廃棄物の最終処分をその事務として行う県内の市町村及び廃棄物処理法第十四条第四項又は第十四条の四第四項の規定による知事（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定により保健所を設置する県内に所在する市にあっては、その長。次号において同じ。）の許可（廃棄物処理法第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の規定による変更の許可を含む。）を受け産業廃棄物の最終処分を業として行う者をいう。
- 四 最終処分場 最終処分業者が産業廃棄物の最終処分の用に供する施設及び最終処分業者以外の者が廃棄物処理法第十五条第一項の規定による知事の許可を受けて設置する産業廃棄物の最終処分場をいう。
- 五 県外の最終処分場 県外に設置された前号に掲げる最終処分場に相当するものをいう。

(納税義務者)

第三条 産業廃棄物埋立税は、産業廃棄物の最終処分のための最終処分場への搬入（二以上の最終処分場を有する者の当該最終処分場の間における搬入を除く。以下同じ。）に対し、当該搬入に係る産業廃棄物を排出した事業者（当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合には、当該中間処理産業廃棄物を排出した事業者をいう。次条において同じ。）に課する。

- 2 前項の規定にかかわらず、産業廃棄物が最終処分のために搬入された最終処分場（県外の最終処分場を含む。）を有する者が当該産業廃棄物の最終処分を他の者に委託した場合における産業廃棄物埋立税は、当該委託（当該他の者が当該産業廃棄物の最終処分を更に他の者に委託したときは、その委託）に関して最終処分場への搬入が行われた場合に限り、当該最終処分場への搬入に対し、当該委託をした者に課する。

(課税免除)

第四条 知事は、次に掲げる産業廃棄物の最終処分のための最終処分場への搬入に対しては、産業廃棄物埋立税を課さない。

一 産業廃棄物を排出した事業者が当該産業廃棄物を自らが有する最終処分場において最終処分するための搬入。ただし、他の者から搬入された産業廃棄物を処分して中間処理産業廃棄物を排出した事業者が当該中間処理産業廃棄物を自らが有する最終処分場において最終処分するための搬入を除く。

二 公益上その他の事由により課税が不適当なものとして知事が別に定める搬入
(課税標準)

第五条 産業廃棄物埋立税の課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする。

2 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合において規則で定める要件に該当するときは、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(税率)

第六条 産業廃棄物埋立税の税率は、一トンにつき千円とする。

(徴収の方法)

第七条 産業廃棄物埋立税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第四条第一号ただし書に規定する搬入に対して産業廃棄物埋立税を課する場合及び特別の必要があつて知事が指定する場合における徴収については、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者)

第八条 産業廃棄物埋立税の特別徴収義務者は、最終処分業者とする。

2 知事は、必要があると認める場合には、最終処分業者のほか、徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。

3 前二項の特別徴収義務者は、産業廃棄物の最終処分のための最終処分場への搬入に対して課する産業廃棄物埋立税を徴収しなければならない。

(申告納入の手續等)

第九条 産業廃棄物埋立税の特別徴収義務者は、次の表の上欄に掲げる期間において徴収すべき産業廃棄物埋立税について、同表の下欄に定める期限までに、規則で定める様式による納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。ただし、最終処分場を廃止し、又は休止した場合においては、その廃止し、又は休止した日から一月以内に、廃止し、又は休止した日までにおいて徴収すべき産業廃棄物埋立税について、これを申告納入しなければならない。

一月一日から三月三十一日まで	四月末日
四月一日から六月三十日まで	七月末日
七月一日から九月三十日まで	十月末日
十月一日から十二月三十一日まで	一月末日

2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納入に係る期間又は期限を指定することができる。

(特別徴収義務者としての登録)

第十条 第八条第一項の規定により指定を受けた産業廃棄物埋立税の特別徴収義務者は産業廃棄物の最終処分を開始する日前五日以内に、同条第二項の規定により指定を受けた産業廃棄物埋立税の特別徴収義務者は当該指定を受けた日後三日以内に、最終処分場ごとに、それぞれ規則で定める様式による申請書を知事に提出して、産業廃棄物埋立税の特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の登録の申請があった場合には、特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知し、規則で定める様式による証票を交付するものとする。
- 3 前項の証票の交付を受けた者は、これを最終処分場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 4 第二項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 5 第二項の証票の交付を受けた者は、第一項の最終処分場に係る産業廃棄物埋立税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から十日以内に、その証票を知事に返納しなければならない。
- 6 第二項の規定により登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から十日以内に、規則で定める様式による登録変更申請書を知事に提出して、登録の変更を申請しなければならない。

(徴収猶予)

第十一条 知事は、法第十五条の規定による場合のほか、産業廃棄物埋立税の特別徴収義務者が産業廃棄物の最終処分に係る料金及び産業廃棄物埋立税の全部又は一部を第九条第一項の期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物埋立税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。この場合において、知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第十六条第一項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより徴しなければならない。

- 2 前項の規定により徴収猶予を申請する特別徴収義務者は、規則で定める様式による申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- 3 法第十五条第四項、第十五条の二及び第十五条の三並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は第一項前段の規定による徴収猶予について、法第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は第一項後段の規定による担保について準用する。
- 4 知事は、第一項の規定により徴収猶予をした場合には、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第十二条 知事は、産業廃棄物埋立税の特別徴収義務者が産業廃棄物の最終処分に係る料金及び産業廃棄物埋立税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物埋立税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物埋立税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているときその他その産業廃棄物埋立税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

- 2 前項の規定により還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、規則で定める様式による申請書に当該還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定により産業廃棄物埋立税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。
- 4 知事は、第一項の規定による申請があった場合には、同項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(最終処分委託に係る納入金の還付)

第十三条 第三条第二項の場合において、知事は、産業廃棄物の最終処分を他の者に委託した者が既に特別徴収義務者として産業廃棄物埋立税額を納入しているときは、当該委託した者の申請により、その産業廃棄物埋立税額に相当する額を還付するものとする。

- 2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による還付について準用する。

(申告納付の手續等)

第十四条 第七条ただし書の規定により産業廃棄物埋立税を申告納付すべき者（以下「産業廃棄物埋立税の納税者」という。）は、次の表の上欄に掲げる期間における産業廃棄物埋立税について、同表の下欄に定める期限までに、規則で定める様式による納付申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。ただし、最終処分場を廃止し、又は休止した場合においては、その廃止し、又は休止した日から一月以内に、廃止し、又は休止した日までにおいて納付すべき産業廃棄物埋立税について、これを申告納付しなければならない。

一月一日から三月三十一日まで	四月末日
四月一日から六月三十日まで	七月末日
七月一日から九月三十日まで	十月末日
十月一日から十二月三十一日まで	一月末日

- 2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納付に係る期間又は期限を指定することができる。

(納税者としての登録)

第十五条 産業廃棄物埋立税の納税者は、第七条ただし書の規定により産業廃棄物埋立税を申告納付する場合のうち、第四条第一号ただし書に規定する搬入に対して産業廃棄物埋立税を課する場合にあっては自らが有する最終処分場において産業廃棄物の最終処分を開始する日前五日以内に、特別の必要があつて知事が指定する場合にあっては当該指定を受けた日後三日以内に、最終処分場ごとに、それぞれ規則で定める様式による申請書を知事に提出して、産業廃棄物埋立税の納税者としての登録を申請しなければならない。

2 知事は、前項の登録の申請があつた場合には、産業廃棄物埋立税の納税者として登録するとともに、その旨を当該産業廃棄物埋立税の納税者に対し通知するものとする。

3 第十条第六項の規定は、前項の登録を受けた事項に変更を生じた場合について準用する。

(期限後申告等)

第十六条 第十四条第一項の規定により納付申告書を提出すべき者は、当該納付申告書の提出期限後においても、法第七百三十三条の十六第四項の規定による決定の通知があるまでは、第十四条第一項の規定により申告納付することができる。

2 第十四条第一項又は前項の規定により納付申告書を提出した者は、当該納付申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合

においては、遅滞なく、規則で定める様式による修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(更正及び決定の通知等)

第十七条 法第七百三十三条の十六第四項の規定による更正又は決定の通知、法第七百三十三条の十八第五項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第七百三十三条の十九第四項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行う。

(更正及び決定に係る不足金額等の納入等)

第十八条 産業廃棄物埋立税の特別徴収義務者及び産業廃棄物埋立税の納税者（以下「特別徴収義務者等」という。）で前条の通知を受けたものは、当該通知に係る不足金額（更正による納入金若しくは税金の不足金額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。）、過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額をそれぞれ当該通知書に指定する納期限までに納入又は納付しなければならない。

(納税管理人の申告等)

第十九条 特別徴収義務者等は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合又は有しなくなった場合においては、納入又は納付に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要の生じた日から十日以内に、規則で定める様式による申告書を知事に提出しなければならない。納税管理人を変更した場合その他申告した事項に異動を生じた場合においても、同様とし、その提出期限は、当該変更又は異動の日から十日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別徴収義務者等は、当該特別徴収義務者等に係る産業廃棄物埋立税の徴収の確保に支障がないものとして規則で定めるところにより知事の認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

3 知事は、前項の認定をした特別徴収義務者等について、産業廃棄物埋立税の徴収の確保に支障が生じると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第二十条 前条第二項の認定を受けていない特別徴収義務者等（同条第三項の規定により認定を取り消された者を含む。）が同条第一項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情状により、知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(帳簿等の保存義務)

第二十一条 特別徴収義務者等は、産業廃棄物の最終処分のための最終処分場への搬入について、次に掲げる事項を記載した帳簿（規則で定めるところにより知事の承認を受けた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）又は電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。）を含む。）を、第九条第一項若しくは第二項に規定する納入申告書の提出期限又は第十四条第一項若しくは第二項に規定する納付申告書の提出期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

一 年月日ごとの最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量

二 前号の産業廃棄物のうち課税対象とならない搬入に係るものの重量及びその理由

三 その他知事が必要と認める事項

(賦課徴収)

第二十二条 産業廃棄物埋立税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の定めるところによる。この場合において、同条例第二条中「この条例」とあるのは「この条例及び広島県産業廃棄物埋立税条例（平成十四年広島県条例第 号）」と、同条例第四条第二号中「入猟税」とあるのは「^{「入猟税}産業廃棄物埋立税[」]」と、同条例第六条第一項中「十八 前各号に規定するもののほか、規則で定める事項」とあるのは「十八 産業廃棄物埋立税の賦課徴収に関すること。 と、同条例第十条中「及び自動車取得税」とあるのは「、自動車取得税及び産業廃棄物埋立税」と、同条例第二十三条第一項及び第二項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは広島県産業廃棄物埋立税条例」とする。

2 産業廃棄物埋立税は、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第六条の十七第二項第七号に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。

（規則への委任）

第二十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（税収の使途）

第二十四条 知事は、県に納入又は納付された産業廃棄物埋立税額から産業廃棄物埋立税の賦課徴収に要する費用を控除した額を、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、法第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる産業廃棄物の最終処分のための最終処分場への搬入に係る産業廃棄物埋立税について適用する。

3 施行日において現に最終処分業者である者については、施行日に最終処分の業を開始するものとみなして、第十条第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「最終処分を開始する日前五日以内」とあるのは、「最終処分を開始する日後三日以内」とする。

4 施行日において現に最終処分場を設置している者については、施行日に当該最終処分場での最終処分を開始するものとみなして、第十五条第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「最終処分を開始する日前五日以内」とあるのは、「最終処分を開始する日後三日以内」とする。

5 第八条第一項の規定により特別徴収義務者となる者に係る特別徴収義務者としての登録の申請及び通知並びに証票の交付は、施行日前においても、第十条第一項及び第二項の規定の例により行うことができる。

6 産業廃棄物埋立税の納税者となる者に係る納税者としての登録の申請及び通知は、施行日前においても、第十五条第一項及び第二項の規定の例により行うことができる。

（この条例の失効）

7 この条例は、施行日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

8 この条例の失効の日（以下「失効日」という。）前に行われる産業廃棄物の最終処分のための最終処分場への搬入に対して課する産業廃棄物埋立税については、なお従前の例による。

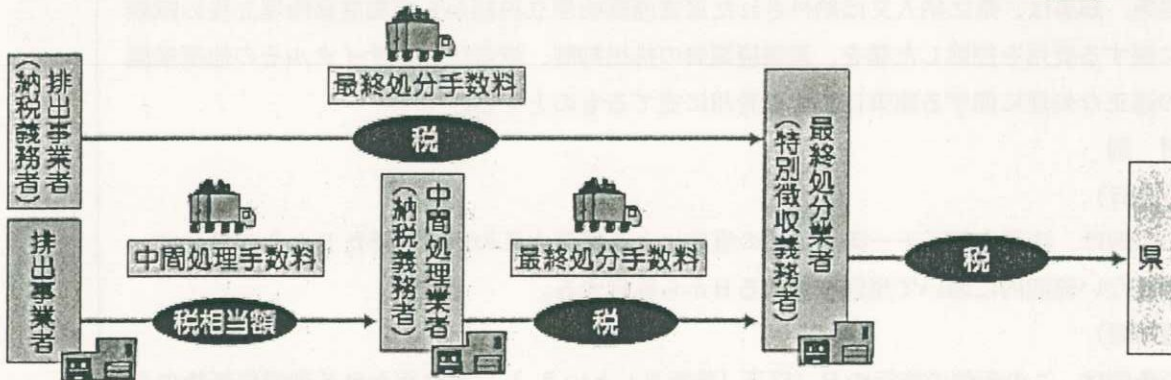
9 失効日の前日において第十条第二項の規定による証票の交付を受けている特別徴収義務者は、失効日から十日以内に、当該証票を知事に返納しなければならない。

10 第二十一条の規定は、失効日前に行われる産業廃棄物の最終処分のための最終処分場への搬入に係る同条各号に掲げる事項を記載した帳簿等の保存については、なおその効力を有する。

産業廃棄物埋立税

県税のしおり
平成16年度

県内で埋め立てられる産業廃棄物を抑制するために広島県が独自に課税する地方税で、その収入は環境施策の費用にあてられる目的税です。



●納める人

県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の排出事業者又は中間処理業者です。

●納める額

産業廃棄物1トンあたり1,000円(1キログラムあたり1円)

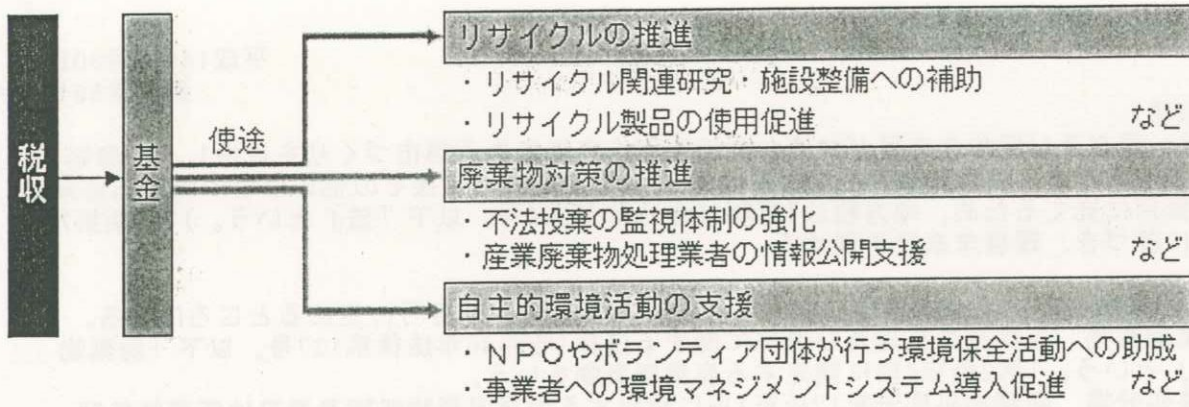
●申告と納税

最終処分業者が、排出事業者又は中間処理業者から税を受け取り、4月末・7月末・10月末・1月末の年4回県に申告し、納めます。

●課税免除

自らが排出した産業廃棄物を、自らが有する最終処分場において処分(自社処分)する場合は、課税されません。

●税収の使途



[ページの先頭へ](#)

「たっくすページ」のトップページ | 県の歳出予算・歳入予算 | 税金の種類(県税)・(市町村)・(国税)

個人の県民税 | 個人の事業税 | 利息等にかかる県民税 | 特定配当等に係る県民税

特定株式等譲渡所得金額に係る県民税 | 法人の県民税 | 法人の事業税 | 地方消費税 | 不動産取得税

自動車税 | 自動車取得税 | 県たばこ税 | ゴルフ場利用税 | 軽油引取税 | 鉱区税 | 狩猟税

産業廃棄物埋立税 | 県税を納める時期 | 延滞金・加算金 | 納税者のための制度 | 納税の窓口

県税の納税証明書 | 県税を扱う事務所(一覧) | 税務署(一覧) | 市町村(一覧) | 税務局の所在地

最終更新日:2004年3月31日 担当:総務企画部税務企画室 souzeimu@pref.hiroshima.jp

○北九州市環境未来税条例

平成14年9月30日
条例第56号

(環境未来税)

第1条 市は、現在及び将来の市民が快適な生活環境を享受できる都市づくりを目指し、廃棄物の適正な処理の推進、廃棄物の再生利用の促進に資する事業の支援その他の環境に関する施策に要する費用に充てるため、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第5条第7項の規定に基づき、環境未来税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
 - (2) 最終処分場 廃棄物処理法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準又は廃棄物処理法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従って行われる産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所で、市内に所在するものをいう。
 - (3) 最終処分業者 廃棄物処理法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項の規定による市長の許可を受けて産業廃棄物の埋立処分を行う者をいう。
 - (4) 自家処分事業者 自己の事業活動に伴い生じた産業廃棄物の埋立処分を自ら行う事業者(最終処分業者を除く。)をいう。
- 2 産業廃棄物と産業廃棄物以外の物との混合物が最終処分場に搬入される場合には、当該混合物を産業廃棄物とみなす。

(平15条例51・一部改正)

(納税義務者等)

第3条 環境未来税は、最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処分に対し、最終処分業者及び自家処分事業者に課する。

(課税標準)

第4条 環境未来税の課税標準は、最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量とする。

(税率)

第5条 環境未来税の税率は、1トンにつき1,000円とする。

(徴収の方法)

第6条 環境未来税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続等)

第7条 環境未来税の納税義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における環境未来税の課税標準となるべき産業廃棄物の重量の合計(当該重量の合計に1トン未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次項において「埋立処分量」という。)及び税額その他必要な事項を記載した規則で定める様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

- 2 前項又は本項の規定によって申告書又は修正申告書を提出した者は、当該申告書又は修正申告書に係る埋立処分量又は税額について不足がある場合には、遅滞なく、規則で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

(賦課徴収に関する申告の義務)

第8条 新たに産業廃棄物の埋立処分を開始した最終処分業者又は自家処分事業者は、当該埋立処分を開始した日から10日以内に、その旨その他必要な事項を規則で定める様式により市長に申告しなければならない。

- 2 環境未来税の納税義務者は、産業廃棄物の埋立処分を廃止したときは、当該埋立処分を廃止した日から10日以内に、その旨その他必要な事項を規則で定める様式により市長に申告しなければならない。

(不申告に関する過料)

第9条 前条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった者は、3万円以下の過料に処する。

- 2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、当該納入通知書を発した日から10日以内とする。

(減免)

第10条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において環境未来税の減免を必要とすると認める者に限り、環境未来税を減免する。

- 2 前項の規定によって環境未来税の減免を受けようとする者は、第7条第1項に規定する納期限までに減免を必要とする理由を証する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定によって環境未来税の減免を受けた者は、その理由がなくなったときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(不足税額等の納付手続)

第11条 環境未来税の納税者は、法第733条の16第4項、第733条の18第5項又は第733条の19第4項の規定による通知を受けた場合には、不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。)又は法第733条の18第1項に規定する過少申告加算金額、同条第3項に規定する不申告加算金額若しくは法第733条の19第1項に規定する重加算金額を当該通知により指定する納期限までに、納付書(北九州市市税条例(昭和38年北九州市条例第85号)第2条第3号に規定する納付書をいう。)によって納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第7条第1項に規定する納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次条において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

(納期限後に納付する環境未来税の延滞金)

第12条 環境未来税の納税者は、第7条第1項に規定する納期限後にその税金(同条第2項の規定による修正により増加した税額を含む。)を納付する場合には、当該税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間(同項の規定による修正により増加した税額にあっては、同項の規定による修正申告書が提出された日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間)については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

(申告台帳の備付け)

第13条 環境未来税の納税義務者は、最終処分場において埋立処分した産業廃棄物について、当該産業廃棄物を埋立処分した年月日及び当該産業廃棄物の重量その他市長が必要と認める事項を記録した台帳(以下「申告台帳」という。)を備え付けなければならない。

2 前項の申告台帳については、廃棄物処理法第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票、廃棄物処理法第12条第11項、第12条の2第12項、第14条第15項又は第14条の4第16項において準用する廃棄物処理法第7条第15項に規定する帳簿その他これらに準じるものとして規則で定めるものに当該申告台帳に記録すべき事項が記録されている場合にあっては、これらをもって当該申告台帳に代えることができる。

3 環境未来税の納税義務者は、申告台帳(前項の規定により申告台帳に代えることができることとされているものを含む。以下同じ。)を、当該申告台帳に記録した事項に基づいて行う環境未来税の申告納付に係る第7条第1項に規定する納期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(平15条例51・一部改正)

(賦課徴収)

第14条 環境未来税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は北九州市市税条例の定めるところによる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後において行われる産業廃棄物の埋立処分について適用する。

(平成15年規則第3号で平成15年10月1日から施行)

(埋立処分の開始に係る申告に関する規定の適用)

2 施行日において現に産業廃棄物の埋立処分を行っている最終処分業者又は自家処分事業者については、施行日に埋立処分を開始したものとみなして、第8条第1項の規定を適用する。

(暫定税率)

3 施行日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までの間に行われる産業廃棄物の埋立処分に対して課する環境未来税の税率は、第5条の規定にかかわらず、1トンにつき500円とする。

(延滞金の割合の特例)

4 当分の間、第11条第2項及び第12条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(検討)

5 市長は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



Tel 093-582-2033 Fax 093-562-1039



環境未来税の概要のページ

環境未来税は、「環境未来都市」の創造を目指す北九州市において、最終処分場の安定的確保や環境産業の振興、資源化技術の開発など、さまざまな環境施策に要する費用にあてるために設けられた北九州市独自の法定目的税で、市内の最終処分場において行われる産業廃棄物の埋め立て処分行為を対象とするものです。

施行日	平成15年10月1日
納税義務者	市長が許可した産業廃棄物の最終処分業者及び市内の自家処分事業者
課税標準	納税義務者が市内の埋立処分場で処分する産業廃棄物の埋立量
税額の計算方法	課税標準 × 税率(500円/ト) ※税率500円/トは平成18年度までの暫定税率、平成19年度以降は1,000円/ト
納税の方法	納税義務者が課税標準や税額を計算して納めることになっています。
申告納付期限	毎月末日 (前月中に埋立処分した産業廃棄物について申告します。)

- ①「最終処分業者」とは、市長の許可を受けて産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいい、「自家処分業者」とは、自己の生じさせた産業廃棄物の埋立処分を自ら行う事業者をいいます。
- ②税負担の公平性や税の簡素化の観点から、課税の特例措置は設けていません。
- ③期限までに申告しない場合や税額を過少に申告した場合には、延滞金とは別に加算金がかかります。

岩手県産業廃棄物税条例（平成 14 年岩手県条例第 72 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 3 条の規定に基づき、産業廃棄物税の課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（産業廃棄物税）

第 2 条 県は、法第 4 条第 6 項の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。

（定義）

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 徴税吏員 岩手県県税条例（昭和 29 年岩手県条例第 22 号。以下「県税条例」という。）第 2 条第 1 号の徴税吏員をいう。
- (2) 徴収金 産業廃棄物税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。
- (3) 納付書 県税条例第 2 条第 3 号の納付書をいう。
- (4) 納入書 県税条例第 2 条第 4 号の納入書をいう。
- (5) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下この条及び第 10 条において「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 4 項の産業廃棄物をいう。
- (6) 最終処分業者 廃棄物処理法第 14 条第 4 項又は第 14 条の 4 第 4 項の規定による知事の許可（廃棄物処理法第 14 条の 2 第 1 項又は第 14 条の 5 第 1 項の規定による事業の範囲の変更に係る許可を含む。）を受け、産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいう。
- (7) 最終処分場 産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。

（徴税吏員の証票）

第 4 条 徴税吏員は、産業廃棄物税の賦課徴収（滞納処分を除く。）に関する調査のため質問若しくは検査を行う場合又は滞納処分に関する調査のため質問、検査若しくは捜索を行う場合においては、その身分を証明する徴税吏員証票を携帯しなければならない。

（地方振興局長に対する知事の権限委任）

第 5 条 知事は、徴収金の賦課徴収に関する事項及び産業廃棄物税に係る過料の徴収に関する事項を、産業廃棄物税の課税地を管轄する地方振興局長（以下「局長」という。）に委任する。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

- (1) 課税権の帰属その他法の規定の適用について関係都道府県知事が意見を異にする場合における知事の職務及び権限に属する事項
 - (2) 産業廃棄物税の課税地が2以上の地方振興局の管轄区域にわたる場合において、その課税地の指定に関する事項
 - (3) 産業廃棄物税に係る過料処分に関する事項
- 2 知事は、前項の規定によって委任した事項について必要があると認める場合においては、地方振興局の長に指示することができる。

(課税地)

第6条 徴収金は、課税地において賦課徴収する。

- 2 前項の課税地は、最終処分場の所在地とする。
- 3 知事は、前項の規定による課税地を不相当と認める場合又はこれにより難いと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、別に課税地を指定することができる。

(納税管理人)

第7条 産業廃棄物税の納税義務者又は特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、課税地を管轄する地方振興局の管内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める事由を生じた日から10日以内に納税管理人申告書を局長に提出し、又は当該地方振興局の管内以外の地域に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を局長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日以内とする。

- 2 県税条例第9条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。

(不申告に関する過料)

第8条 知事は、納税義務者又は特別徴収義務者が、前条（納税義務者又は特別徴収義務者が同条第1項の承認又は同条第2項の規定によって準用される県税条例第9条第2項の認定を受けている場合を除く。）の規定によって、申告すべき事項について正当の事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

(県税条例の準用)

第9条 県税条例第6条、第6条の2、第11条、第13条から第19条まで及び第21条の規定は、産業廃棄物税の賦課徴収について準用する。この場合において、県税条例第6条の2、第11条及び第13条中「県税」とあるのは「産業廃棄物税」と、第21条第2項中「税目それぞれ」とあるのは「産業廃棄物税」と読み替えるものとする。

(課税客体)

第10条 産業廃棄物税は、産業廃棄物の最終処分場への搬入に対し、次の各号に掲げる場合について、当該各号に掲げる者に課する。

- (1) 産業廃棄物が当該産業廃棄物を生じた者(当該産業廃棄物が廃棄物処理法第12条第3項の中間処理産業廃棄物である場合にあっては、当該中間処理産業廃棄物を生じた者とする。以下この号及び次号において同じ。)以外の者が設置する最終処分場に搬入された場合 当該産業廃棄物を生じた者
- (2) 産業廃棄物が当該産業廃棄物を生じた者が設置する最終処分場に搬入された場合 当該産業廃棄物を生じた者

(課税標準)

第11条 産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量とする。

2 前項に規定する産業廃棄物の重量の計測が困難な場合においては、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(税率)

第12条 産業廃棄物税の税率は、1トンにつき1,000円とする。

2 産業廃棄物税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の17第2項第7号に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。

(徴収の方法)

第13条 産業廃棄物税の徴収については、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める方法による。

- (1) 第10条第1号に規定する当該産業廃棄物を生じた者に産業廃棄物税を課する場合 特別徴収
- (2) 第10条第2号に規定する当該産業廃棄物を生じた者に産業廃棄物税を課する場合 申告納付

(特別徴収義務者)

第14条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、最終処分業者その他産業廃棄物税の徴収の便宜を有す

る者で規則で定めるものとする。

- 2 前項の特別徴収義務者は、第10条第1号に規定する場合に課する産業廃棄物税を同号に規定する当該産業廃棄物を生じた者から徴収しなければならない。

(申告納入)

第15条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき産業廃棄物税について規則で定める様式による納入申告書を局長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

(徴収猶予)

第16条 局長は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を前条の納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限って徴収猶予をすることができる。この場合において、局長は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

- 2 法第15条第4項、第15条の2及び第15条の3並びに第16条の2第1項から第3項までの規定は前項の規定による徴収猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は前項の規定による担保について準用する。
- 3 局長は、第1項の規定によって徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(徴収猶予の手続)

第17条 前条第1項の規定による徴収猶予については、県税条例第15条第1項及び第15条の2の規定を準用する。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第18条 局長は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失つたことについて天災その他避けることができない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請によりその産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているとき、その他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

- 2 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、前項の規定による申請をする場合においては、規則で定める様式による申請書に還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。
- 3 局長は、第1項の規定により、産業廃棄物税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。
- 4 局長は、第1項の申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。
(特別徴収義務者としての登録等)

第19条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに、当該最終処分場ごとの産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登録を局長に申請しなければならない。登録した事項に変更を生じた場合においては、その変更に係る事項についてその変更を生じた日から5日以内にその登録の変更を申請しなければならない。

- 2 前項の登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
 - (2) 最終処分場の名称及び所在地
 - (3) 埋立処分の開始年月日
 - (4) その他規則で定める事項
- 3 局長は、第1項の登録の申請を受理したときは、その申請をした者に対し、その者が産業廃棄物税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する規則で定める様式による証票を交付しなければならない。
- 4 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該最終処分場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 5 第3項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 6 第3項の証票の交付を受けた者は、当該最終処分場における産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から10日以内に局長にその旨を申告し、その証票を返納しなければならない。
(申告納付等)

第20条 第13条の規定によって産業廃棄物税を申告納付すべき納税者は、毎月末日までに、前月

の初日から末日までの間における申告納付すべき産業廃棄物税について規則で定める様式による納付申告書を局長に提出し、及びその申告した税額を納付書によって納付しなければならない。

- 2 前項の規定によって納付申告書を提出した者は、納付申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定める様式による修正申告書を提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

(最終処分場の設置等の届出)

第 21 条 最終処分場の設置者(第 19 条第 1 項の規定により登録を申請する者を除く。)は、当該最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の 5 日前までに、次に掲げる事項を局長に届け出なければならない。

- (1) 最終処分場の設置者の住所及び氏名又は名称
- (2) 最終処分場の名称及び所在地
- (3) 埋立処分の開始年月日
- (4) その他規則で定める事項

- 2 前項の届出をした者は、その届出事項に変更を生じた場合においては、遅滞なく、その旨を局長に届け出なければならない。

- 3 前 2 項の規定は、最終処分場を譲り受け、若しくは借り受けた者又は産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅した場合になお産業廃棄物の埋立処分を行う者について準用する。この場合において、第 1 項中「埋立処分を開始しようとする日の 5 日前までに」とあるのは、「埋立処分を開始した日から 5 日以内に」と読み替えるものとする。

(帳簿の保存等)

第 22 条 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び産業廃棄物税を申告納付すべき納税者(次条及び第 24 条において「産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者」という。)は、帳簿を備え、規則で定めるところにより、最終処分場への産業廃棄物の搬入に関する事実をこれに記載し、当該搬入の行われた日の属する月の末日の翌日から 1 月を経過した日から 5 年間保存しなければならない。

(産業廃棄物税関係帳簿の電磁的記録による保存等)

第 23 条 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者は、前条の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿(以下「産業廃棄物税関係帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、局長の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録(電

子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該承認を受けた産業廃棄物税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

(産業廃棄物税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第24条 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者は、産業廃棄物税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、局長の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもって当該承認を受けた産業廃棄物税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 前条の承認を受けている産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者は、規則で定める場合において、当該承認を受けている産業廃棄物税関係帳簿(以下この条において「電磁的記録に係る承認済産業廃棄物税関係帳簿」という。)の全部又は一部についてその承認を受けた局長の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた電磁的記録に係る承認済産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた電磁的記録に係る承認済産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(条例の規定の適用)

第25条 第23条又は前条各項のいずれかの承認を受けている産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対するこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該産業廃棄物税関係帳簿とみなす。

(使途)

第26条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用に充てなければならない。

(補則)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行し、同日以後に行う最終処分場への産業廃棄物の搬入に

係る産業廃棄物税について適用する。

(施行前の準備)

- 2 第 14 条第 1 項の規定により特別徴収義務者に指定されることとなる者に係る特別徴収義務者としての登録申請及び証票の交付は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第 19 条第 1 項（次項の規定が適用される場合を含む。）及び第 3 項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日において現に最終処分業者である者については、施行日に産業廃棄物の埋立処分を開始しようとするものとみなして、第 19 条第 1 項の規定を適用する。この場合において、同項中「最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の 5 日前までに」とあるのは、「直ちに」とする。
- 4 施行日において現に最終処分場の設置者である者（前項の者を除く。）については、施行日に産業廃棄物の埋立処分を開始しようとするものとみなして、第 21 条第 1 項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の 5 日前までに」とあるのは、「直ちに」とする。

(検討)

- 5 知事は、この条例の施行後 5 年を目途として、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

産業廃棄物税制の概要

仕組み (概念図)	
目的・用途	産業廃棄物の発生抑制及びリサイクルの促進に関する費用に充てるため
納税義務者	排出事業者又は中間処理業者 (最終処分場へ産業廃棄物を搬入する者)
課税対象	最終処分場への産業廃棄物の搬入
課税標準	産業廃棄物の重量
税率	1トンにつき 1,000円
徴収方法	特別徴収

※ 参考 税率は、中国3県（鳥取、岡山、広島）においては1トンにつき1,000円

○青森県産業廃棄物税条例

平成十四年十二月二十日
青森県条例第七十八号

青森県産業廃棄物税条例をここに公布する。

青森県産業廃棄物税条例

(課税の根拠)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、この条例の定めるところにより、産業廃棄物税を課する。

(用語の意義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。

二 最終処分業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項又は第十四条の四第六項の規定による許可(同法第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の規定による変更の許可を含む。)を受けて産業廃棄物の最終処分を業として行う者をいう。

三 最終処分場 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十四号に規定する産業廃棄物の最終処分場をいう。

(平一五条例六二・一部改正)

(納税義務者等)

第三条 産業廃棄物税は、最終処分業者への産業廃棄物(中間処理産業廃棄物(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。))を含む。次項において同じ。)の最終処分の委託があった場合における最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、その委託をした者に課する。

2 産業廃棄物税は、前項に規定する場合のほか、事業者(中間処理業者(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。))を含む。)が自らその産業廃棄物(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第二項に規定する工業用水で規則で定めるものを自ら工業の用に供したことに伴って生じた汚泥及びこれを自ら処分した後の産業廃棄物を除く。)の最終処分を行う場合においては、当該事業者が設置する最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、その最終処分を行う者に課する。

(課税標準)

第四条 産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量とする。

2 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合には、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の体積を前項の産業廃棄物の重量に換算するものとする。

(税率)

第五条 産業廃棄物税の税率は、産業廃棄物の重量一トンにつき千円とする。

(税額の端数計算)

第六条 産業廃棄物税の確定金額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(徴収の方法)

第七条 産業廃棄物税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第三条第二項の規定によって産業廃棄物税を課する場合における徴収については、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者)

第八条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、最終処分業者とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、産業廃棄物税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。

3 知事は、前項の規定によって特別徴収義務者を指定したときは、その指定した者に対し、指定書を交付しなければならない。

4 知事は、第二項の規定によって特別徴収義務者を指定したときは、その旨を当該指定に係る最終処分業者に通知しなければならない。同項の規定によって特別徴収義務者として指定された者の産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅したときも、同様とする。

5 第一項の特別徴収義務者及び第二項の規定によって特別徴収義務者として指定された者は、最終処分場への産業廃棄物の搬入に対する産業廃棄物税を徴収しなければならない。

(申告納入の手続)

第九条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、規則で定めるところにより、前月の初日から末日までの間において徴収すべき産業廃棄物税に係る課税標準たる重量(以下「課税標準量」という。)、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録等)

第十条 第八条第一項の特別徴収義務者は産業廃棄物の最終処分を業として行おうとする日前五日までに、同条第二項の規定によって特別徴収義務者として指定された者は同条第三項の指定

書の交付を受けた日から五日以内に、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によらなければならない。
 - 一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びに特別徴収義務者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名
 - 二 最終処分場の所在地
 - 三 最終処分場の設備の概要
 - 四 新たに産業廃棄物の最終処分を業として行う場合にあっては、その業の開始年月日
 - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 3 第一項の特別徴収義務者は、登録をした事項に変更を生じた場合においては、その変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更を知事に申請しなければならない。
- 4 第一項の特別徴収義務者は、その産業廃棄物の最終処分の業を廃止し、又はその業が廃止された場合においては、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 5 知事は、第一項の規定による登録の申請を受理した場合には、その申請をした者に対し、最終処分場ごとに、その者が産業廃棄物税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。
- 6 前項の証票の交付を受けた者は、これを最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 7 第五項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 8 第五項の証票の交付を受けた者は、産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から十日以内にその証票を知事に返さなければならない。
- 9 第五項の証票の交付を受けた者は、当該交付を受けた証票が、き損し、磨滅し、又は亡失した場合においては、証票の再交付の申請を知事にしなければならない。この場合において、き損し、又は磨滅したことによって証票の再交付の申請をするときは、当該き損し、又は磨滅した証票を添付しなければならない。

(申告納付の手続)

第十一条 第七条ただし書の規定によって産業廃棄物税を申告納付すべき納税者(以下「納税者」という。)は、毎月末日までに、規則で定めるところにより、前月の初日から末日までの間における産業廃棄物税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

- 2 前項の規定によって申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準量又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(最終処分場の設置の届出)

第十二条 最終処分場を設置しようとする者(最終処分業者を除く。)は、当該最終処分場の使用を開始しようとする日前五日までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 最終処分場を設置しようとする者の住所及び氏名又は名称並びに最終処分場を設置しようとする者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名
- 二 最終処分場の所在地
- 三 最終処分場の設備の概要
- 四 最終処分場の使用開始年月日
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

- 2 前項の届出をした者は、届出をした事項に変更を生じた場合においては、その変更に係る事項について、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(徴収猶予)

第十三条 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の最終処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を第九条の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限ってその徴収を猶予するものとする。

- 2 法第十五条第四項、第十五条の二及び第十五条の三並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は、前項の規定による徴収猶予について準用する。

- 3 第一項の規定によって徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除する。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第十四条 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の最終処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなつたことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失つたことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃

棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているとき、その他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

- 2 前項の規定により、産業廃棄物税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。
- 3 知事は、第一項の規定による申請を受理した場合においては、同項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者及び納税者の帳簿の保存義務)

第十五条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、その最終処分場への産業廃棄物の搬入について、その搬入が行われた日ごとの産業廃棄物税の課税標準量及び税額その他知事が必要と認める事項を整然と、かつ、明りように記載した帳簿をその帳簿の閉鎖の日の属する月の末日の翌日から一月を経過した日から五年間保存しなければならない。

- 2 産業廃棄物税の納税者は、その最終処分場への産業廃棄物の搬入について、その搬入が行われた日ごとの産業廃棄物税の課税標準量その他知事が必要と認める事項を整然と、かつ、明りように記載した帳簿をその帳簿の閉鎖の日の属する月の末日の翌日から一月を経過した日から五年間保存しなければならない。
- 3 産業廃棄物税の特別徴収義務者又は納税者は、前二項の規定により保存をしなければならない帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、知事の承認を受けたときは、法第七百四十八条第一項の地方税関係帳簿の例により、当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の保存をもって当該承認を受けた帳簿の保存に代えることができる。
- 4 前項の承認については、法第七百四十八条第一項の地方税関係帳簿の承認に係る法第七百五十条第一項及び第三項から第六項まで、第七百五十一条並びに第七百五十三条の規定の例による。

(不足金額及びその延滞金の納入又は納付)

第十六条 法第七百三十三条の十六第四項の規定によって通知を受けた産業廃棄物税の特別徴収義務者又は納税者は、納入し、又は納付すべき不足金額(更正による納入金若しくは税金の不足金額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。次項において同じ。)を知事の指定する納期限までに納入し、又は納付しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足金額に法第七百三十三条の十七第二項並びに法附則第三条の二第一項及び第四項の規定による延滞金額を加算して納入し、又は納付しなければならない。

(納期限後に申告納入し、又は納付する産業廃棄物税に係る延滞金の納入又は納付)

第十七条 産業廃棄物税の特別徴収義務者又は納税者は、第九条又は第十一条第一項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後にその納入金を納入し、又はその税金(同条第二項の規定による修正により増加した税額を含む。)を納付する場合には、その納入金額又は税額に、法第七百三十三条の二十第一項並びに法附則第三条の二第一項及び第四項の規定による延滞金額を加算して納入し、又は納付しなければならない。

(過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の納入又は納付)

第十八条 法第七百三十三条の十八第五項又は法第七百三十三条の十九第四項の規定によって通知を受けた産業廃棄物税の特別徴収義務者又は納税者は、その通知を受けた過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を知事の指定する納期限までに納入し、又は納付しなければならない。

(賦課徴収)

第十九条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の定めるところによる。この場合において、同条例第四条第二項中「三 入猟税」とあるのは「/三 入猟税/四 産業廃棄物税/」と、同条例第十二条第二項第三号中「納入地)」とあるのは「納入地)、産業廃棄物税に係るものについては申告納入すべき日における事務所又は事業所のうち主たるものの所在地」とする。

(使途)

第二十条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の徴収に要する費用を控除して得た額を産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てなければならない。

(施行事項)

第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、法第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行う最終処分場への産業

廃棄物の搬入に係る産業廃棄物税について適用する。

(平成一五年規則第六三号で平成一六年一月一日から施行)

- 2 第八条第二項から第四項までの規定による産業廃棄物税の特別徴収義務者の指定、指定書の交付及び指定の通知並びに第十条第一項及び第五項の規定による特別徴収義務者の登録及び証票の交付は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に最終処分業者である者に対する第十条第一項の規定の適用については、同項中「産業廃棄物の最終処分を業として行おうとする日前五日まで」とあるのは、「この条例の施行の日から十日以内」とする。
- 4 この条例の施行の際現に最終処分場を使用している者(最終処分業者を除く。)は、施行日から十日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
 - 一 最終処分場を使用している者の住所及び氏名又は名称並びに最終処分場を使用している者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名
 - 二 最終処分場の所在地
 - 三 最終処分場の設備の概要
 - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 5 前項の届出をした者は、第十二条第一項の届出をした者とみなす。
- 6 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成一五年条例第六二号)

この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。

導入の背景

「環境の世紀」と言われる21世紀を迎え、資源の効率的な利用やリサイクルを進め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な「循環型社会」の構築が求められています。

このため、県では、「青森県廃棄物処理基本計画」を策定し、不適正処理の防止対策の強化や産業廃棄物のリサイクルの促進などに取り組んでいるところですが、これまで実施してきた規制的手法に加えて、従来の枠を越えた積極的な施策展開を図り、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルへの取組みを促進するため、平成16年1月1日から「産業廃棄物税」を導入します。

産業廃棄物税の概要

納める人

産業廃棄物の最終処分を委託した事業者又は自ら設置する最終処分場で最終処分を行う事業者の方です。

課税の対象

産業廃棄物の最終処分場に搬入される産業廃棄物の搬入量に応じて課税します。

税 率

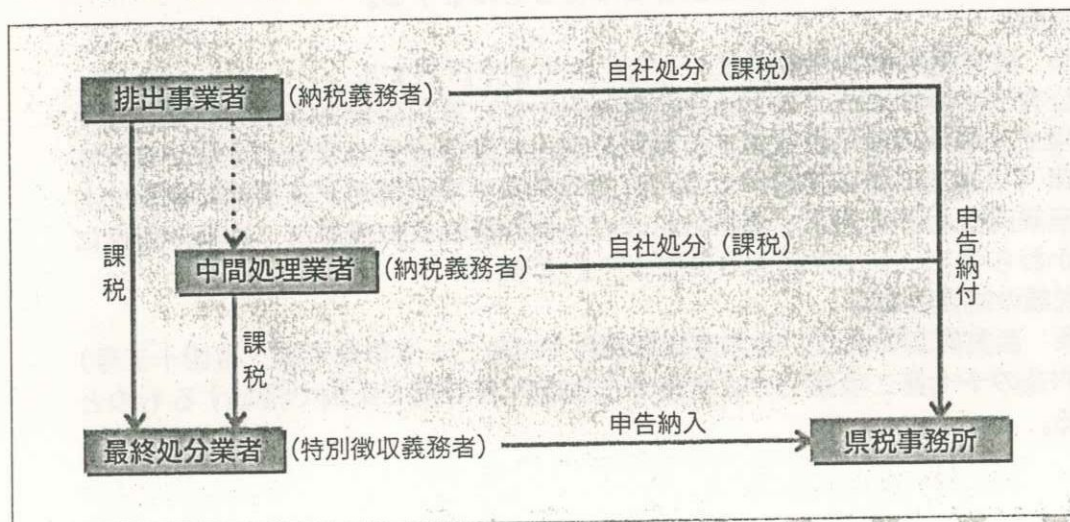
最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円です。

徴収の方法

最終処分業者の方が産業廃棄物の搬入量に応じて税を徴収し、申告納入します。
また、自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合には、最終処分を行う事業者の方が申告納付します。

税収の使途

産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てます。



秋田県産業廃棄物税条例

(課税の根拠)

第一条 県は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
- 二 最終処分業者等 県、最終処分場を設置する市町村（市町村が加入する一部事務組合を含む。）及び廃棄物処理法第十四条第四項又は第十四条の四第四項の許可（廃棄物処理法第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の規定による変更の許可を含む。）を受けて産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいう。
- 三 最終処分場 廃棄物処理法第十五条第一項の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号）の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場であつて、同日前においてその設置に係る同項の許可を要しなかったものを含む。）をいう。

(納税義務者)

第三条 産業廃棄物税は、産業廃棄物の最終処分場への搬入に対し、当該産業廃棄物を排出した事業者（廃棄物処理法第十二条第三項に規定する中間処理業者を含む。以下同じ。）に課する。

(課税標準)

第四条 産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする。

- 2 前項の重量は、その計測が困難な場合においては、規則で定めるところにより当該産業廃棄物の体積を換算して得るものとする。

(税率)

第五条 産業廃棄物税の税率は、一トンにつき千円とする。

- 2 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第二項第二号に規定する埋立区域内の県が設置する最終処分場に資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第十三項に規定する指定副産物である産業廃棄物を搬入する場合における産業廃棄物税の税率は、前項の規定にかかわらず、一トンにつき二百五十円とする。

(税額の端数計算)

第六条 産業廃棄物税は、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第六条の十七第二項第七号に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。

(徴収の方法)

第七条 産業廃棄物税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、事業者がその排出する産業廃棄物を自ら管理する最終処分場に搬入する場合における徴収については、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者)

第八条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、最終処分業者等とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、産業廃棄物税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。

3 前二項の特別徴収義務者は、産業廃棄物の当該最終処分場への搬入に対する産業廃棄物税を徴収しなければならない。

(申告納入)

第九条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき産業廃棄物税について、課税標準たる重量、税額その他規則で定める事項を記載した納入申告書を知事に提出し、その申告した納入金を納入書により納入しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録等)

第十条 第八条第一項の特別徴収義務者は当該最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の五日前までに、同条第二項の規定により特別徴収義務者として指定された者は指定された日から五日以内に、当該特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

2 前項の登録を申請する場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称

二 最終処分場の所在地及び名称

三 新たに産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする場合にあっては、その開始年月日

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第一項の登録を受けた者は、その登録した事項に変更を生じた場合においては、変更を生じた日から五日以内に変更の登録を申請しなければならない。

4 知事は、第一項の規定による申請を受理した場合には、その申請をした者に対し、その者が産業廃棄物税の特別徴収義務者であることを証する証票を交付する。

5 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

6 第四項の証票の交付を受けた者は、これを亡失し、又は破損した場合においては、直ちに、再交付を申請し、新たに証票の交付を受けなければならない。この場合において、当該申請は、証票を亡失した場合にあってはそのてん末を記載した書面を、破損した場合にあっては当該破損した証票を添えて行わなければならない。

7 第四項の証票の交付を受けた者は、当該最終処分場に係る産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から十日以内にその

旨を知事に届け出るとともに、当該証票を返納しなければならない。

(徴収猶予)

第十一条 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分の料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を第九条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。

2 法第十五条第四項、第十五条の二、第十五条の三及び第十六条の二第一項から第三項までの規定は、前項の規定による徴収猶予について準用する。

3 知事は、第一項の規定により徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除する。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第十二条 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分の料金及び産業廃棄物税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているときその他その税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除する。

2 知事は、前項の規定により税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3 知事は、第一項の申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から六十日以内に当該特別徴収義務者に通知しなければならない。

(申告納付)

第十三条 第七条ただし書の規定により産業廃棄物税を申告納付すべき納税者（以下「産業廃棄物税の納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における申告納付すべき産業廃棄物税について、課税標準たる重量、税額その他規則で定める事項を記載した申告書を知事に提出し、その申告した税額を納付書により納付しなければならない。

2 前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定める様式による修正申告書を提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(納税者の届出)

第十四条 産業廃棄物税の納税者は、当該最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の五日前までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 産業廃棄物税の納税者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- 二 最終処分場の所在地及び名称
- 三 埋立処分の開始年月日
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出をした事項に変更を生じた場合においては、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

(帳簿書類の保存義務)

第十五条 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び産業廃棄物税の納税者は、帳簿書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を備え、規則で定めるところにより、産業廃棄物の最終処分場への搬入に関する事実をこれに記載し、当該搬入の行われた日の属する月の末日の翌日から一月を経過した日から五年間保存しなければならない。

(賦課徴収)

第十六条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の定めるところによる。この場合において、同条例第二条中「この条例」とあるのは「この条例及び秋田県産業廃棄物税条例(平成十四年秋田県条例第 号)」と、同

「入猟税

条例第三条中「入猟税」とあるのは と、同条例第八条第一産業廃棄物税」

「十三 入猟税

項中「十三 入猟税 狩猟者の登録を受ける地」とあるのは

十四 産業廃

狩猟者の登録を受ける地

と、同条例第十条中「及びこの条例」とある

棄物税 最終処分場の所在地」

のは「、この条例及び秋田県産業廃棄物税条例」と、同条例第十一条中「この条例」とあるのは「この条例及び秋田県産業廃棄物税条例」と、同条例第二十四条第一項中「又はこの条例」とあるのは「、この条例又は秋田県産業廃棄物税条例」とする。

(使途)

第十七条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額

から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てなければならない。

(規則への委任)

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、法第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課すべき産業廃棄物税について適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に最終処分業者等である者に対する第十条第一項の規定の適用については、同項中「当該最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の五日前まで」とあるのは、「この条例の施行の日から十日以内」とする。
- 3 この条例の施行の際現に最終処分場を管理している者に対する第十四条第一項の規定の適用については、同項中「当該最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の五日前まで」とあるのは、「この条例の施行の日から十日以内」とする。

(準備行為)

- 4 第八条第二項の規定による産業廃棄物税の特別徴収義務者の指定、第十条第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請及び同条第四項の規定による証票の交付は、この条例の施行前においても行うことができる。

(検討)

- 5 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

産業廃棄物税の概要

目的

産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルやその他適正な処理を推進するため。

納める人

産業廃棄物の排出事業者(中間処理業者を含む)です。

納める額

最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円です。

申告と納税

最終処分業者が、排出事業者又は中間処理業者から税を受け取り、毎月分を翌月末までに申告納入します。

税の用途

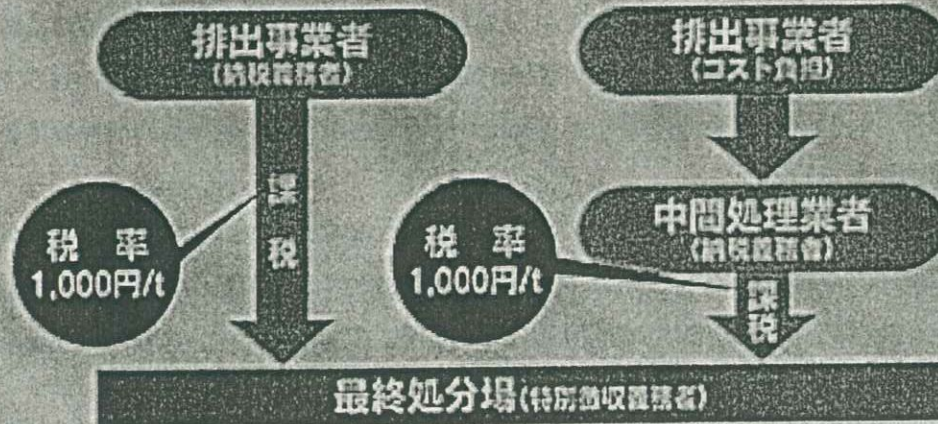
環境に優しい企業の育成支援、リサイクル技術の研究開発支援、環境保全意識の喚起などの環境施策に活用します。

実施時期

平成16年1月1日から実施しますので、平成16年1月1日以降に、秋田県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する場合に課税されます。

秋田県産業廃棄物税条例は、平成14年秋田県議会12月定例会で12月19日に可決され、平成15年5月13日に総務大臣の同意を得ています。

産業廃棄物税は秋田、青森、岩手の北東北三県共同で導入します。



滋賀県産業廃棄物税条例（平成 15 年 3 月 20 日 滋賀県条例第 6 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、産業廃棄物税について、課税の対象、納税義務者、課税標準その他の必要な事項を定めるものとする。

（課税の根拠）

第 2 条 県は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 4 条第 6 項の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。

（定義）

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 最終処分場 産業廃棄物の埋立処分または最終処分たる再生の用に供される施設をいう。
- (3) 中間処理施設 中間処理（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途における産業廃棄物の処分をいう。以下同じ。）の用に供される施設をいう。

（納税義務者等）

第 4 条 産業廃棄物税は、事務所または事業所ごとに、県内に所在する中間処理施設（以下「県内中間処理施設」という。）または県内に所在する最終処分場（以下「県内最終処分場」という。）への産業廃棄物の処分のための搬入に対し、当該産業廃棄物を排出する事業者（中間処理を行う事業者を含む。以下同じ。）に課する。

（課税免除）

第 5 条 次に掲げる産業廃棄物の搬入に対しては、産業廃棄物税を免除する。

- (1) 産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）が当該産業廃棄物を自ら県内中間処理施設において処分するための搬入
- (2) 県内中間処理施設において排出事業者の委託により処分された後の産業廃棄物の搬入
- (3) 産業廃棄物が県内中間処理施設へ搬入された後において、当該産業廃棄物が産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して地方税を課する県外の地方公共団体として規則で定めるもの（以下「課税地方公共団体」という。）の区域内に所在する最終処分場へ搬入された場合における当該県内中間処理施設への搬入
- (4) 産業廃棄物の中間処理施設への搬入に対して地方税を課する県外の地方公共団体として規則で定めるものの区域内に所在する中間処理施設において処分された産業廃棄物が県内中間処理施設に搬入された後において、課税地方公共団体以外の県外の地方公共団体の区域に所在する最終処分場に搬入された場合における当該県内中間処理施設への搬入
- (5) 県内中間処理施設または県内最終処分場のうち、再生の用に供される施設で規則で定めるものへの搬入

- 2 前項第3号から第5号までの規定は、排出事業者が、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の搬入がこれらの規定に掲げる搬入に該当することを証するに足りる書類を知事に提出しない場合には、適用しない。

(納税管理人)

第6条 産業廃棄物税の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所または事業所（以下「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、または県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてこれを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、または変更しようとする場合においても、同様とする。

- 2 前項の規定により申告し、または承認を受けた事項に異動を生じた場合には、当該異動を生じた日から10日以内に知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る産業廃棄物税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第7条 前条第3項の認定を受けていない産業廃棄物税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(課税標準)

第8条 産業廃棄物税の課税標準は、次に掲げる重量とする。

- (1) 県内最終処分場への産業廃棄物の搬入にあつては、当該産業廃棄物の重量
- (2) 県内中間処理施設への産業廃棄物の搬入にあつては、当該産業廃棄物の重量に、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、当該右欄に定める処理係数を乗じて得た重量

施 設 の 区 分	処理係数
(1) 焼却施設または脱水施設	0.1
(2) 乾燥施設	0.3
(3) 熱分解施設または発酵施設	0.6
(4) 油水分離施設	0.9
(5) 前4項に掲げる施設以外の中間処理施設	1.0

- 2 前項に規定する搬入に係る産業廃棄物について、重量の計測が困難な場合であつて規則で定める要件に該当するときは、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(課税標準の特例)

第9条 前条第1項第2号の規定により算出した重量が当該県内中間処理施設において処分された後の産業廃棄物の重量を超える場合における課税標準は、排出事業者の申出に基づき知事が適当であると認めたときに限り、当該処分された後の産業廃棄物の重量とする。

(税率)

第10条 産業廃棄物税の税率は、1トンにつき1,000円とする。

(免税点)

第11条 事務所または事業所ごとの各年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)における県内中間処理施設または県内最終処分場への搬入に係る産業廃棄物税の課税標準となるべき重量の合計(以下「課税標準量」という。)が500トン以下である場合においては、産業廃棄物税を課さない。

(徴収の方法)

第12条 産業廃棄物税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続)

第13条 産業廃棄物税の納税義務者は、当該年度における産業廃棄物税の課税標準量および税額その他必要な事項を記載した申告書を翌年度の7月31日まで(年度の途中において事務所または事業所を廃止した場合にあっては、当該事務所または事業所の廃止の日から4月以内)に知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付しなければならない。

(期限後申告等)

第14条 前条の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第733条の16第4項の規定による決定の通知を受けるまでは、前条の規定により申告書を提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付することができる。

2 前条または前項もしくはこの項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準量または税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(不足税額等の納付)

第15条 産業廃棄物税の納税義務者は、産業廃棄物税に係る法第733条の16第4項の規定による更正もしくは決定の通知、法第733条の18第5項の規定による過少申告加算金額もしくは不申告加算金額の決定の通知または法第733条の19第4項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、納付書によって納付しなければならない。

(賦課徴収)

第16条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令および滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第2号中「狩猟税」とあるのは

「狩猟税

と、同条例第4条第2項中「および県たばこ税」とあるのは、「県たばこ税

産業廃棄物税」

および産業廃棄物税」と、同条例第7条第2項第2号中「所在地」とあるのは「所在地（産業廃棄物税にあつては、滋賀県産業廃棄物税条例（平成15年滋賀県条例第6号）第4条に規定する産業廃棄物の搬入に係る県内中間処理施設または県内最終処分場の所在地）」とする。

（産業廃棄物税の用途）

第17条 知事は、県に納付された産業廃棄物税額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の発生抑制、再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てなければならない。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行う産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物税について適用する。
- 2 この条例の施行の日の属する年度における第11条の規定の適用については、同条中「4月1日から翌年の3月31日まで」とあるのは、「この条例の施行の日から同日以後の最初の3月31日まで」とする。
- 3 知事は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘察し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

産業廃棄物税の課税のしくみ

<p>概念図</p>	
<p>目的・用途</p>	<p>資源循環型社会の構築に向けて、産業廃棄物の発生抑制、再生利用その他適正な処理に係る経費に充てるため、産業廃棄物税が課されます</p>
<p>納税義務者</p>	<p>排出事業者（県外の間接処理業者を含む）</p>
<p>課税対象</p>	<p>中間処理施設または最終処分場への産業廃棄物の搬入</p>
<p>課税標準</p>	<p>産業廃棄物の搬入重量 ※中間処理施設への搬入については、搬入重量に一定の係数を乗じた重量→別表</p>
<p>税率</p>	<p>1トンにつき1,000円</p>
<p>免税点</p>	<p>年間500トン以下</p>
<p>徴収方法</p>	<p>排出事業者の申告納付</p>
<p>申告時期</p>	<p>毎年7月末</p>

※中間処理施設への搬入については、施設の区分ごとに処理係数を乗じて得た重量を課税標準とします。

別表

施設の区分	処理係数
(1) 焼却施設または脱水施設	0.1
(2) 乾燥施設	0.3
(3) 熱分解施設または発酵施設	0.6
(4) 油水分離施設	0.9
(5) 前4項に掲げる施設以外の中間処理施設(破碎施設等)	1.0

奈良県産業廃棄物税条例

(課税の根拠)

第一条 県は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第四条第六項の規定により、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下この条において「廃棄物処理法」という。)第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
- 二 最終処分業者 廃棄物処理法第十一条第二項の規定により産業廃棄物の埋立処分をその事務として行う県内の市町村及び廃棄物処理法第十四条第六項又は第十四条の四第六項の規定による知事(保健所を設置する市にあっては、その長)の許可(廃棄物処理法第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の規定による変更の許可を含む。)を受けて産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいう。
- 三 最終処分場 廃棄物処理法第十五条第一項の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成九年政令第二百六十九号)の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場であって、同日前においてその設置に係る同項の許可を要しなかったものを含む。)をいう。

(納税義務者)

- 第三条 産業廃棄物税は、事業者(中間処理業者(発生から埋立処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。))を含む。以下同じ。)がその排出する産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した場合において、最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課する。
- 2 産業廃棄物税は、前項に規定する場合のほか、事業者がその排出する産業廃棄物の埋立処分を自ら行う場合においては、当該事業者が設置する最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課する。

(課税標準)

- 第四条 産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする。
- 2 前項に規定する産業廃棄物の重量の計測が困難な場合において規則で定める要件に該当するときは、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(税率)

第五条 産業廃棄物税の税率は、一トンにつき千円とする。

(徴収の方法)

第六条 産業廃棄物税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第三条第二項に規定する搬入に対して産業廃棄物税を課する場合における徴収については、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者)

- 第七条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、最終処分業者とする。
- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、産業廃棄物税の徴収について便宜を有する者を産業廃棄物税の特別徴収義務者として指定することができる。
- 3 前二項の特別徴収義務者は、最終処分場への産業廃棄物の搬入に対する産業廃棄物税を徴収しなければならない。

(申告納入)

- 第八条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき産業廃棄物税に係る課税標準たる重量、税額その他規則で定める事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。
- 2 知事は、前項の期間及び申告納入すべき納期限について必要があると認めた場合においては、同項の規定にかかわらず、別にその期間及び納期限を指定することができる。

きる。

(特別徴収義務者としての登録等)

第九条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、産業廃棄物の埋立処分を業として開始しようとする日前五日まで(第七条第二項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては、その指定を受けた日から五日以内)に、最終処分場ごとの特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

2 前項の規定により申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称

二 最終処分場の所在地及び名称

三 埋立処分の開始年月日

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 第一項の規定により申請した特別徴収義務者は、前項各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から五日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、第一項の規定による登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者に対し、その者が産業廃棄物税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する規則で定める証票を交付するものとする。

5 前項の証票の交付を受けた者は、これを最終処分場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならない。

6 第四項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

7 第四項の証票の交付を受けた者は、当該最終処分場に係る産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から十日以内に、その証票を知事に返さなければならない。

(徴収猶予)

第十条 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を第八条第一項の納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限つてその徴収を猶予することができる。この場合において、知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第十六条第一項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

2 前項の規定による徴収猶予の申請をする産業廃棄物税の特別徴収義務者は、申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

3 法第十五条第四項、第十五条の二、第十五条の三及び第十六条の二第一項から第三項までの規定は第一項前段の規定による徴収猶予について、法第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は第一項後段の規定による担保について準用する。

4 知事は、第一項の規定によつて徴収猶予をした場合において、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第十一条 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失つたことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているとき、その他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 前項の規定による還付又は納入の義務の免除を申請する産業廃棄物税の特別徴収義務者は、申請書に還付又は納入の義務の免除を必要とする理由を証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により産業廃棄物税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

4 知事は、第一項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、その申請を受理した日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(申告納付)

第十二条 第六条ただし書の規定により産業廃棄物税を申告納付すべき納税者(以下「産業廃棄物税の納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における申告納付すべき産業廃棄物税に係る課税標準たる重量、税額その他規則で定める事項を記載した納付申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付書によって納付しなければならない。

2 知事は、前項の期間及び申告納付すべき納期限について必要があると認めた場合においては、同項の規定にかかわらず、別にその期間及び納期限を指定することができる。

(納税者の届出)

第十三条 産業廃棄物税の納税者は、当該最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日前五日までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 産業廃棄物税の納税者の住所又は所在地及び氏名又は名称

二 最終処分場の所在地及び名称

三 埋立処分の開始年月日

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 前項の規定による届出をした者は、前項各号に掲げる事項に変更があったときは、変更の日から五日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(納税管理人の申告等)

第十四条 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び産業廃棄物税の納税者(以下「特別徴収義務者等」という。)は、県内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項において「住所等」という。)を有しない場合においては、納入又は納付に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを定める必要が生じた日から十日以内にこれを知事に申告し、又は県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者等は、当該特別徴収義務者等に係る産業廃棄物税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(帳簿の保存等の義務)

第十五条 特別徴収義務者等は、帳簿を備え、規則で定めるところにより、最終処分場への搬入に関する事実をこれに記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、当該記載した産業廃棄物税の搬入に係る第八条第一項又は第十二条第一項の納期限の翌日から起算して五年間保存しなければならない。

(帳簿の電磁的記録による保存等)

第十六条 特別徴収義務者等は、前条の帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、知事の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。)の備付け及び保存をもって当該承認を受けた帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 前項の承認を受けている帳簿に係る電磁的記録に対するこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録を前条の帳簿とみなす。

(賦課徴収)

第十七条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は奈良県税条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)の定めるところによる。この場合において、同条例第二条中「この条例」とあるのは「この条例及び奈良県産業

廃棄物税条例(平成十五年三月奈良県条例第四十三号)」と、同条例第三条第二項中「三 入猟税」とあるのは
 「三 入猟税」とあるのは
 四 産業廃棄物税
 と、同条例第六条第一項中「この条例
 四 産業廃棄物税」
 又はこの条例に基づく規則」とあるのは「この条例若しくは奈良県産業廃棄物税条例又はこれらの条例に基づく規則」と、同条例第八条第二項中「十二 入猟税 狩猟者の登録を受ける場所の所在地」とあるのは
 「十二 入猟税 狩猟者の登録を受ける場所の
 十三 産業廃棄物税 最終処分場の所在地
 所在地
 と、同条例第十一条第一項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは奈良県産業廃棄物税条例」とする。

(端数計算)

第十八条 産業廃棄物税は、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第六条の十七第二項第九号に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。

(使途)

第十九条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の徴収に要する費用として規則で定める額を控除して得た額を産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用に充てなければならない。

(その他)

第二十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由がなく第九条第一項の規定による登録の申請をしなかった者
- 二 正当な理由がなく第九条第三項の規定による届出をしなかった者
- 三 第九条第五項から第七項までの規定のいずれかに違反した者
- 四 正当な理由がなく第十三条第一項又は第二項の規定による届出をしなかった者
- 五 正当な理由がなく第十四条第一項の規定による申告をしなかった者(同項の承認又は同条第二項の認定を受けなかった者に限る。)
- 六 第十五条第一項又は第二項の規定に違反して帳簿に記載すべき事項について記載せず、若しくは虚偽の記載をした者又は当該帳簿を保存しなかった者

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(経過措置)

- 2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入に係る産業廃棄物税について適用する。
- 3 施行日において現に埋立処分を業として行っている最終処分業者については、施行日に埋立処分の業を開始しようとするものとみなして、第九条第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「埋立処分を業として開始しようとする日前五日まで」とあるのは、「この条例の施行の日から十日以内」とする。
- 4 施行日において現に最終処分場を設置しその排出する産業廃棄物の埋立処分を自ら行っている事業者については、施行日に埋立処分を開始しようとするものとみなして、第十三条第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「埋立処分を開始しようとする日前五日までに」とあるのは、「この条例の施行の日から十日以内に」とする。

(準備行為)

5 第七条第一項の規定により特別徴収義務者となる者に係る特別徴収義務者としての登録の申請及び証票の交付は、施行日前においても、第九条第一項及び第四項の規定の例により行うことができる。

(検討)

6 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢

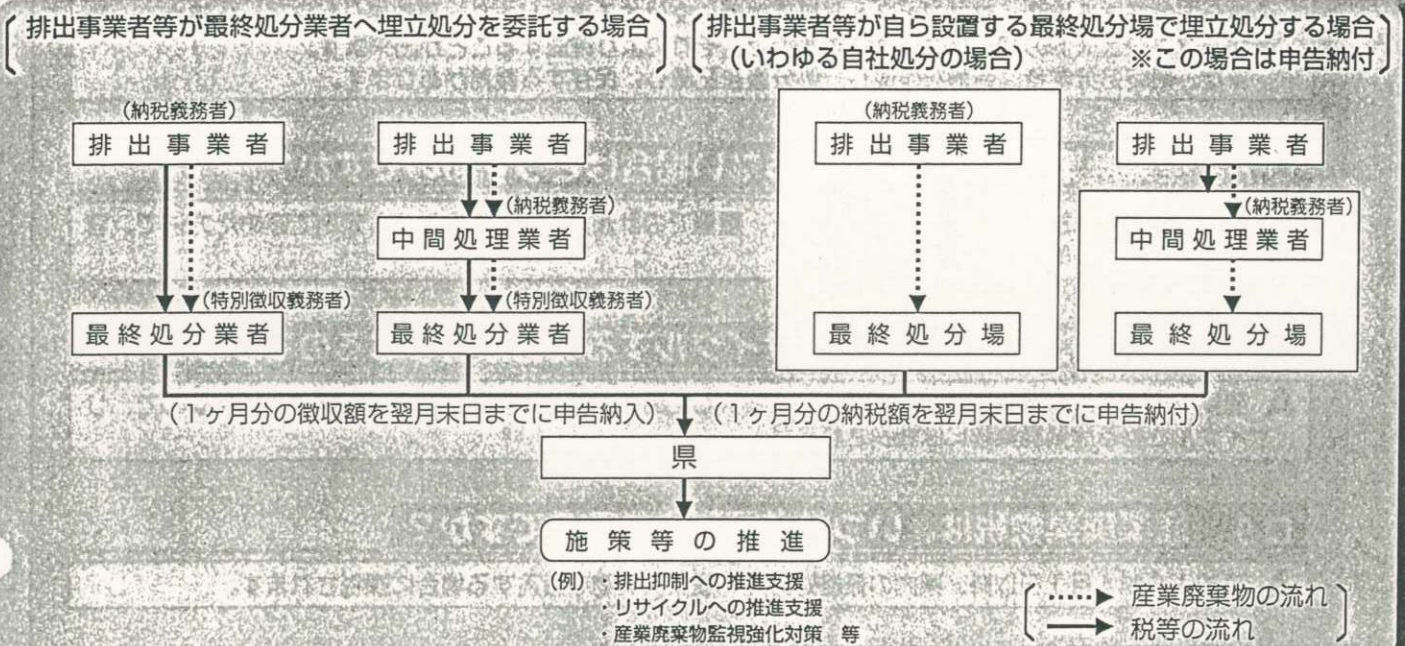
奈良県では

平成16年4月1日から産業廃棄物税を導入します。

奈良県では、全国にさきがけて奈良県産業廃棄物監視センターを設置し、不法投棄対策・適正処理の推進など、産業廃棄物対策の充実強化を図ってきたところですが、産業廃棄物税の導入により、循環型社会の形成を目指し、より一層、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量化等を推進していきたいと考えています。

(産業廃棄物税の概要)

- ・納税義務者：排出事業者又は中間処理業者
- ・税率等：県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入量1トンにつき1,000円
- ・納税方法：原則として特別徴収義務者（最終処分業者）からの申告納入
 なお、中間処理に際して税相当額は、排出事業者へ転嫁されることとなります。



Q & A

Q1 産業廃棄物とは何ですか？

A 事業活動に伴って生じた廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、がれき類などの廃棄物のことです。
 なお、一般家庭から生じる一般廃棄物には、産業廃棄物税は課税されません。

Q2 県外の排出事業者も課税されるのですか？

A 県内の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者は、県内、県外を問わず、すべて課税されます。

山口県産業廃棄物税条例

(産業廃棄物税の課税)

第一条 県は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。

(用語の意義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下この条において「廃棄物処理法」という。)第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
- 二 中間処理業者 廃棄物処理法第十二条第三項に規定する中間処理業者をいう。
- 三 中間処理産業廃棄物 廃棄物処理法第十二条第三項に規定する中間処理産業廃棄物をいう。
- 四 最終処分業者 次号に掲げる最終処分場を設置する市町村及び廃棄物処理法第十四条第四項又は第十四条の四第四項の許可(廃棄物処理法第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の許可を含む。)を受けて産業廃棄物の最終処分(廃棄物処理法第十二条第三項に規定する最終処分をいう。)を業として行う者をいう。
- 五 最終処分場 廃棄物処理法第十五条第一項の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場(次に掲げるものを含む。)で県内に設置されたもの(市町村が設置する一般廃棄物(廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。)の最終処分場のうち一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の埋立処分の用に供するものを除く。)をいう。
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十八号)の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場
 - ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第九十五号)の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場であって、同法による改正前の廃棄物処理法第十五条第一項の届出を要しないとされていたもの(イに掲げるものを除く。)
 - ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成九年政令第二百六十九号)の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場であって、廃棄物処理法第十五条第一項の許可を要しないとされていたもの(イ及びロに掲げるものを除く。)
- ニ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十四号ハの環境大臣が指定する区域外の同令第五条第二項の水面埋立地

(賦課徴収)

第三条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほ

か、法及びこれに基づく命令又は山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)の定めるところによる。この場合において、同条例第二条中「この条例」とあるのは「この条例及び山口県産業廃棄物税条例(平成十五年山口県条例第四十号)」と、同条例第三条第二項中「三 入猟税」とあるのは

「三 入猟税
四 産業廃棄物税」と、

同条例第六条第一項中「この条例又はこの条例に基づく規則」とあるのは「この条例若しくは山口県産業廃棄物税条例又はこれらの条例に基づく規則」と、同条例第八条第二項中

「十二 軽油引取税 軽油の納入地の所在地(石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあつては販売業者の当該引取りに係る納入に係る事業所の所在地、第百八条第三項、第四項若しくは第六項又は第百八条の二の規定により課する場合にあつては納税義務者の事務所又は事業所の所在地、第百八条第五項の規定により課する場合にあつては自動車の主たる定置場の所在地)」

とあるのは

「十二 軽油引取税 軽油の納入地の所在地(石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあつては販売業者の当該引取りに係る納入に係る事業所の所在地、第百八条第三項、第四項若しくは第六項又は第百八条の二の規定により課する場合にあつては納税義務者の事務所又は事業所の所在地、第百八条第五項の規定により課する場合にあつては自動車の主たる定置場の所在地)

十三 産業廃棄物税 最終処分場の所在地」

と、同条例第十条中「この条例」とあるのは「この条例又は山口県産業廃棄物税条例」と、同条例第十六条第一項中「又はゴルフ場利用税の特別徴収義務者」とあるのは「、ゴルフ場利用税若しくは産業廃棄物税の特別徴収義務者又は産業廃棄物税を申告納付すべき納税者」とする。

- 2 産業廃棄物税は、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第六条の十七第二項第七号の条例で指定する法定外目的税とする。

(納税義務者等)

第四条 産業廃棄物税は、産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入(二以上の最終処分場を有する者の当該二以上の最終処分場の相互の間における搬入を除く。以下同じ。)に対し、当該搬入に係る産業廃棄物(以下「課税対象産業廃棄物」という。)を排出した事業者(当該課税対象産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合にあつては、当該中間処理産業廃棄物を排出した事業者。以下同じ。)に課する。

- 2 前項の規定にかかわらず、埋立処分のために最終処分場(県外に設置された最終処分場に相当する産業廃棄物の処理施設を含む。)に搬入された産業廃棄物の埋立処分を行う者が、当該埋立処分を他の最終処分業者に委託した場合における産業廃棄物税は、当該委託(当該他の最終処分業者が当該産業廃棄物の埋立処分を更に他の最終処分業者に委託したときは、その委託)に基づく最終処分場への搬入に対し、当該委託をした者に課する。

(課税免除)

第五条 課税対象産業廃棄物を排出した事業者の有する最終処分場(当該課税対象産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合には、当該課税対象産業廃棄物が中間処理業者によって処分される前の産業廃棄物を排出した事業者の有する最終処分場を含む。)への当該課税対象産業廃棄物の搬入に対しては、産業廃棄物税を課さない。ただし、中間処理業者の有する最終処分場への課税対象産業廃棄物の搬入のうち、中間処理産業廃

棄物であつて当該中間処理業者が他の者の委託を受けて処分したものの搬入については、この限りでない。

(課税標準)

第六条 産業廃棄物税の課税標準は、課税対象産業廃棄物の重量とする。ただし、課税対象産業廃棄物の重量の測定が困難な場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該課税対象産業廃棄物の重量とする。

(税率)

第七条 産業廃棄物税の税率は、一トンにつき千円とする。

(徴収の方法)

第八条 産業廃棄物税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第五条ただし書の規定によって産業廃棄物税を課する場合には、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者)

第九条 産業廃棄物税の特別徴収義務者(以下「特別徴収義務者」という。)は、最終処分業者とする。

- 2 知事は、必要があると認める場合においては、前項の者のほか、特別徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。
- 3 前二項の特別徴収義務者は、課税対象産業廃棄物の搬入に対する産業廃棄物税を徴収しなければならない。

(申告納入)

第十条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき産業廃棄物税について次に掲げる事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。ただし、最終処分場における埋立処分の事業を廃止した場合においては、その廃止した日から五日以内に、廃止した日までにおいて徴収すべき産業廃棄物税を申告納入しなければならない。

- 一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- 二 最終処分場の所在地
- 三 課税標準たる重量
- 四 税額
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事項

2 特別徴収義務者は、前項の期間について納入すべき産業廃棄物税額がない場合においても、同項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録等)

第十一条 第九条第一項の規定により特別徴収義務者となるべき者は、最終処分場における埋立処分の事業を開始しようとする日の五日前までに、同条第二項の規定により指定を受けた者は、当該指定を受けた日から五日以内に、当該最終処分場ごとに、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

- 2 前項の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - 一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
 - 二 最終処分場の所在地
 - 三 最終処分場の規模

四 事業開始年月日

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事項

- 3 知事は、第一項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者を特別徴収義務者として登録し、その者に対し、産業廃棄物税特別徴収義務者証(以下「特別徴収義務者証」という。)を交付する。
- 4 特別徴収義務者証の交付を受けた者は、これを当該最終処分場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 5 特別徴収義務者証は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 6 特別徴収義務者証の交付を受けた者は、当該最終処分場に係る産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から十日以内にその特別徴収義務者証を知事に返さなければならない。
- 7 第三項の登録を受けた者は、第二項各号に掲げる事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から五日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(徴収猶予)

第十二条 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を第十条第一項の納期限までに受け取ることができなかったことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。この場合において、知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第十六条第一項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

- 2 前項の規定による徴収猶予の申請をする特別徴収義務者は、申請書に徴収猶予を必要とする理由を証するに足りる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 法第十五条第四項、第十五条の二及び第十五条の三並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は第一項の規定による徴収猶予について、法第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は第一項の規定による担保について適用があるものとする。
- 4 知事は、第一項の規定によって徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第十三条 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請によりその産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているとき、その他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除することができる。

- 2 前項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請をする特別徴収義務者は、申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証するに足りる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定により、産業廃棄物税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金がある

ときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

- 4 知事は、第一項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(申告納付)

第十四条 第八条ただし書の規定によって産業廃棄物税を申告納付すべき納税者(以下「納税者」という。)は、毎月末日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付書によって納付しなければならない。ただし、他の者の委託を受けて処分した中間処理産業廃棄物の最終処分場における埋立処分の事業を廃止した場合においては、その廃止した日から五日以内に、廃止した日までの産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物税を申告納付しなければならない。

- 一 納税者の住所及び氏名又は名称
 - 二 最終処分場の所在地
 - 三 前月の初日から末日までの間における課税標準たる重量
 - 四 前号の課税標準たる重量に係る税額
 - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事項
- 2 納税者は、前項の期間について納付すべき産業廃棄物税額がない場合においても、同項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

(修正申告納付)

第十五条 前条の規定によって申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した修正申告書を知事に提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

- 一 納税者の住所及び氏名又は名称
- 二 最終処分場の所在地
- 三 修正前の申告に係る既に納付の確定した産業廃棄物税額
- 四 修正後の産業廃棄物税の課税標準たる重量及び税額
- 五 前号の産業廃棄物税額に相当する金額から第三号の産業廃棄物税額に相当する金額を控除した金額
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事項

(納税者としての登録)

第十六条 納税者は、その有する最終処分場における第十四条第一項ただし書に規定する埋立処分の事業を開始しようとする日の五日前までに、当該最終処分場ごとに、納税者としての登録を知事に申請しなければならない。

- 2 前項の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 一 納税者の住所及び氏名又は名称
 - 二 最終処分場の所在地
 - 三 最終処分場の規模
 - 四 第十四条第一項ただし書に規定する埋立処分の事業の開始年月日
 - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事項
- 3 知事は、第一項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者を納税者として登録するとともに、その旨を当該納税者に対し通知する。
- 4 第十一条第七項の規定は、第二項各号に掲げる事項に変更を生じた場合について準用する。

(減免)

第十七条 知事は、天災その他特別の事情がある場合において産業廃棄物税の減免を必要とすると認められる納税者に限り、知事が必要と認める額を限度として当該産業廃棄物税を減免することができる。

- 2 前項の規定により産業廃棄物税の減免を受けようとする者は、当該産業廃棄物税の納期限までに、又は当該減免の原因となるべき事実が発生した日から一月以内に次に掲げる事項を記載した申請書に当該減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。
 - 一 納税者の住所及び氏名
 - 二 申告に係る年月及び税額
 - 三 減免を受けようとする理由
 - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事項

(帳簿等の保存義務)

第十八条 特別徴収義務者及び納税者(次項において「特別徴収義務者等」という。)は、産業廃棄物が最終処分場へ搬入された日ごとの課税対象産業廃棄物の重量その他知事が必要があると認める事項を記載した帳簿をその帳簿の閉鎖の日から五年間保存しなければならない。

- 2 特別徴収義務者等は、前項の帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、知事の承認を受けたときは、当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の保存又は当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもって当該承認を受けた帳簿の保存に代えることができる。
- 3 前項の承認並びに当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録の保存及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存については、法第六章(第七百五十二条、第七百五十五条及び第七百五十六条を除く。)の規定の例による。

(産業廃棄物税の使途)

第十九条 県は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する費用に充てなければならない。

(規則への委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

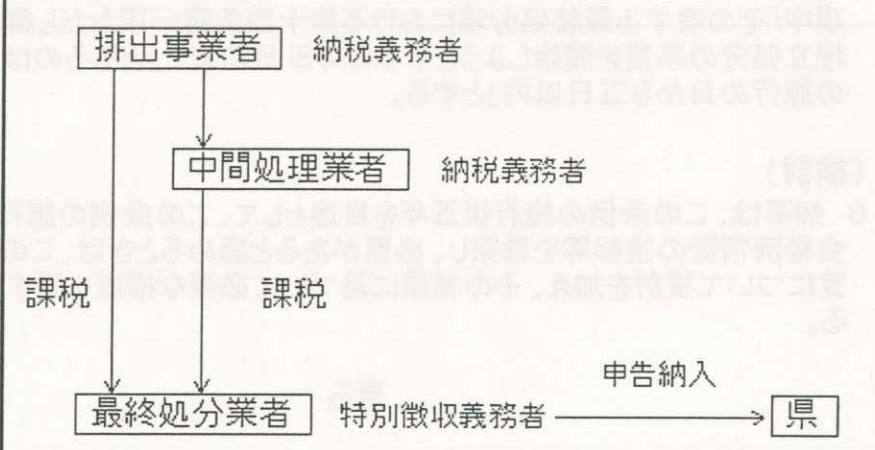
(施行期日)

- 1 この条例は、法第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(施行のために必要な準備)

- 2 第十一条の規定による特別徴収義務者としての登録の手續及び第十六条の規定による納税者としての登録の手續は、この条例の施行の日(以下

山口県産業廃棄物税条例の概要

項目	内容
税の仕組み	 <pre> graph TD A[排出事業者 納税義務者] -- 課税 --> B[中間処理業者 納税義務者] B -- 課税 --> C[最終処分業者 特別徴収義務者] C -- 申告納入 --> D[県] </pre>
目的・用途 (第1条、第19条関係)	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する
課税客体 (第4条関係)	産業廃棄物の最終処分場への搬入
納税義務者 (第4条関係)	排出事業者及び中間処理業者
課税免除 (第5条関係)	事業者が自ら排出した産業廃棄物の自ら有する最終処分場への搬入
課税標準 (第6条関係)	最終処分場への産業廃棄物の搬入重量 ※重量の測定が困難な場合においては、換算して得た重量
税率 (第7条関係)	1トンにつき1,000円
徴収の方法 (第8条、第9条関係)	特別徴収義務者(最終処分業者)からの申告納入
申告時期 (第10条関係)	毎月末
備考	条例施行後5年を目途として、条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

戻る

新潟県産業廃棄物税条例

(課税の根拠)

第1条 県は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第6項の規定に基づき、産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 最終処分業者 廃棄物処理法第11条第2項の規定により産業廃棄物の埋立処分をその事務として行う市町村及び地方公共団体の組合並びに廃棄物処理法第14条第4項又は第14条の4第4項の規定による知事（保健所を設置する市にあっては、市長）の許可（廃棄物処理法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による変更の許可を含む。）を受け、産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいう。
- (3) 最終処分場 県内に所在する産業廃棄物の埋立処分の用に供する施設をいう。
- (4) 排出事業者 産業廃棄物を排出する事業者（当該産業廃棄物が廃棄物処理法第12条第3項に規定する中間処理産業廃棄物である場合にあっては、当該中間処理産業廃棄物を排出する事業者）をいう。

(賦課徴収)

第3条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は新潟県県税条例（昭和29年新潟県条例第15号）の定めるところによる。

(納税義務者)

第4条 産業廃棄物税は、排出事業者が、その排出する産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した場合において、当該最終処分業者が設置している最終処分場への搬入に対し、当該排出事業者課する。

2 前項の規定にかかわらず、委託された最終処分業者が、当該埋立処分を他の最終処分業者に委託した場合にあっては、当該他の最終処分業者が設置している最終処分場への搬入に対し、当該委託をした最終処分業者に課する。県外において産業廃

棄物の埋立処分を業として行う者が、排出事業者から埋立処分を委託され、当該埋立処分を最終処分業者に委託した場合にあっても、同様とする。

- 3 前2項に定めるもののほか、産業廃棄物税は、排出事業者が、その排出する産業廃棄物を自ら設置している最終処分場において埋立処分する場合には、当該最終処分場への搬入に対し、当該排出事業者に課する。

(課税標準)

第5条 産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場に埋立処分のため搬入される産業廃棄物の重量とする。

- 2 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合においては、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(税率等)

第6条 産業廃棄物税の税率は、1トンにつき1,000円とする。

- 2 産業廃棄物税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の17第2項第7号の規定による条例で指定する法定外目的税とする。

(徴収の方法)

第7条 産業廃棄物税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第4条第3項に規定する場合又は特別の事情により知事がこれにより難しいと認める場合は、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者等)

第8条 最終処分業者を、産業廃棄物税の特別徴収義務者とする。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認める場合には、徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。
- 3 前2項の特別徴収義務者は、産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入に対して課する産業廃棄物税を徴収しなければならない。

(申告納入の手続)

第9条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、次の各号に掲げる期間において徴収すべき産業廃棄物税について、当該各号に定める期限までに規則で定める納入申告書を知事に提出するとともに、納入書によってその納入金を納入しなければならない。ただし、当該特別徴収義務者が設置する最終処分場のすべてを廃止し、休止し、譲渡し、又は貸し付けた場合においては、その廃止、休止、譲渡又は貸付け(以下「全部廃止等」という。)の日から1月以内に、全部廃止等の日までに徴収すべき産業廃棄物税額を申告納入しなければならない。

- (1) 1月1日から3月31日まで 4月末日
- (2) 4月1日から6月30日まで 7月末日
- (3) 7月1日から9月30日まで 10月末日
- (4) 10月1日から12月31日まで 1月末日

2 知事は、必要と認める場合は、別に定める期間内において徴収すべき産業廃棄物税について、知事の指定する期限までに、前項の規定による申告納入をさせることができる。

(特別徴収義務者としての登録等)

第10条 第8条第1項の規定による特別徴収義務者は産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに、同条第2項の規定により指定された特別徴収義務者はその指定された日から3日以内に、規則で定める申請書により、産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。

2 知事は、前項の登録の申請を受理した場合においては、特別徴収義務者として登録し、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知するとともに、規則で定める証票を最終処分場ごとに交付するものとする。

3 前項の規定により登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から10日以内に、規則で定める登録変更申請書により、登録の変更を申請しなければならない。

4 知事は、前項の登録の変更の申請を受理した場合においては、変更事項を登録するとともに、必要に応じて第2項の証票を交付するものとする。

5 第2項及び前項の証票の交付を受けた者は、これを最終処分場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならない。

6 第2項及び第4項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

7 第2項及び第4項の証票の交付を受けた者は、その証票に係る産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から10日以内に、その証票を知事に返さなければならない。

(徴収猶予)

第11条 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を第9条の期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限ってその

徴収を猶予することができる。この場合において、知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

- 2 前項の規定により徴収猶予を申請する特別徴収義務者は、規則で定める申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- 3 法第15条第4項、第15条の2及び第15条の3並びに第16条の2第1項から第3項までの規定は第1項前段の規定による徴収猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は第1項後段の規定による担保について準用する。
- 4 知事は、第1項の規定によって徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第12条 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているときその他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

- 2 前項の規定により徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、規則で定める申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により、産業廃棄物税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。
- 4 知事は、第1項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(納入金の還付)

第13条 第4条第2項の場合において、知事は、産業廃棄物の埋立処分を他の最終処分業者に委託した最終処分業者が、既に特別徴収義務者として産業廃棄物税額を納入しているときは、当該委託した最終処分業者の申請により、その産業廃棄物税額に相当する額を還付するものとする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の還付について準用する。

(申告納付の手続)

第14条 第7条ただし書の規定により産業廃棄物税を申告納付すべき者は、次の各号に掲げる期間において納付すべき産業廃棄物税について、当該各号に定める期限までに規則で定める納付申告書を知事に提出するとともに、納付書によってその申告した税額を納付しなければならない。ただし、当該産業廃棄物税を申告納付すべき者が設置する最終処分場のすべてを廃止し、休止し、譲渡し、又は貸し付けた場合においては、その全部廃止等の日から1月以内に、全部廃止等の日までに納付すべき産業廃棄物税を申告納付しなければならない。

(1) 1月1日から3月31日まで 4月末日

(2) 4月1日から6月30日まで 7月末日

(3) 7月1日から9月30日まで 10月末日

(4) 10月1日から12月31日まで 1月末日

2 知事は、必要と認める場合は、別に定める期間内において納付すべき産業廃棄物税について、知事の指定する期限までに、前項の規定による申告納付をさせることができる。

(申告納税義務者としての登録)

第15条 第7条ただし書の規定により産業廃棄物税を申告納付する場合において、第4条第3項の排出事業者は自ら設置している最終処分場において埋立処分するために搬入を開始しようとする日の5日前までに、特別の事情により知事が特別徴収により難いと認めた者は産業廃棄物を最終処分場に搬入した日から3日以内に、規則で定める申請書により、産業廃棄物税の申告納税義務者としての登録を申請しなければならない。

2 知事は、前項の登録の申請を受理した場合には、申告納税義務者として登録し、その旨を当該申告納税義務者に対し通知するものとする。

3 第10条第3項の規定は、前項の登録を受けた事項に変更を生じた場合について準用する。

(期限後申告及び修正申告納付)

第16条 第14条第1項の規定により納付申告書を提出すべき者は、当該納付申告書の提出期限後においても、法第733条の16第4項の規定による決定の通知があるまでは、第14条第1項の規定により申告納付することができる。

2 第14条第1項又は前項の規定により納付申告書を提出した者は、当該納付申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定める修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

(更正又は決定の通知等)

第17条 法第733条の16第4項の規定による更正又は決定の通知、法第733条の18第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(不足金額等の納入等)

第18条 特別徴収義務者及び申告納税義務者（以下「特別徴収義務者等」という。）は、前条の通知書により通知を受けた場合においては、不足金額（更正による納入金若しくは税金の不足額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。）又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通知書に記載された納期限までに、納入し、又は納付しなければならない。

(納税管理人)

第19条 特別徴収義務者等は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下「住所等」という。）を有しない場合又は有しなくなった場合においては、納入又は納付に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に、規則で定める申告書を知事に提出して承認を受けなければならない。納税管理人を変更した場合その他申告した事項に異動を生じた場合においても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者等は、当該特別徴収義務者等に係る産業廃棄物税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、認定を受けた事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第20条 前条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者等（同条第3項の規定により認定を取り消された者を含む。）で同条第1項の承認を受けていない者が同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、発付の日の翌日から10日以内とする。

（帳簿等の保存の義務）

第21条 特別徴収義務者等は、産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入又は自ら設置している最終処分場への埋立処分のための搬入について、次に掲げる事項を最終処分場ごとに帳簿に記載し、その帳簿を第9条第1項若しくは第2項に規定する納入申告書の提出期限又は第14条第1項若しくは第2項に規定する納付申告書の提出期限から5年間保存しなければならない。この場合において、当該帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって知事の承認を受けたときは、別に知事が定めるところにより、当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）又は電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。）の保存をもって当該承認を受けた帳簿の保存に代えることができる。

- (1) 産業廃棄物の搬入年月日
- (2) 搬入された産業廃棄物の重量
- (3) その他知事が必要と認める事項

（税収の使途）

第22条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てるものとする。

（課税地等）

第23条 産業廃棄物税の賦課徴収に関する新潟県県税条例の適用については、同条例

第3条第2項中「(3) 入猟税」とあるのは「(3) 入猟税」と、同条例第7条(4) 産業廃棄物税」

第2項第2号中「申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地」とあるのは「申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地（産業廃棄物税に係る徴収金にあつては、最終処分場の所在地）」と、同条例第8条第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは新潟県産業廃棄物税条例（平成15年新潟県条例第 号）」と、同条第2項第2号中「及び軽油引取税」とあるのは「、軽油引取税及び産業廃棄物税」とする。

（委任）

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入について適用する。
 - 3 施行日において現に最終処分業者である者については、施行日に埋立処分の業を開始するものとみなして、第10条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに」とあるのは、「直ちに」とする。
 - 4 施行日において現に最終処分場を設置している者については、施行日に当該最終処分場において埋立処分するために搬入を開始するものとみなして、第15条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「自ら設置している最終処分場において埋立処分するために搬入を開始しようとする日の5日前までに」とあるのは、「直ちに」とする。
 - 5 第10条第1項に規定する登録の申請並びに同条第2項に規定する登録、通知及び証票の交付は、施行日前においても行うことができる。
 - 6 第15条第1項に規定する登録の申請並びに同条第2項に規定する登録及び通知は、施行日前においても行うことができる。
- （検討）
- 7 知事は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

産業廃棄物税

産業廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進、最終処分場の設置の促進、その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てられる法定外目的税※です。

※県が独自の条例によって、法律で定められた税目のほかに課税する税金を法定外税といいますが、そのうち税收の使途が特定されており、その費用の支出と何らかの受益関係を有する方にその税負担を求め税金を法定外目的税といいます。

◆納める人

県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の排出業者又は中間処理業者です。

◆納める額

県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入量1トンあたり1,000円です。

◆申告と納税

1 最終処分業者による特別徴収

排出事業者が直接最終処分業者に埋立処分を委託する場合は、最終処分業者が排出事業者から処理料金と合わせて税を徴収(中間処理後の残さを最終処分場に搬入する場合は、最終処分業者が中間処理業者から処理料金と合わせて税を徴収)し、県に申告納入します。

2 排出事業者による申告納付

排出事業者(中間処理業者を含む)が、自ら設置する最終処分場において埋立処分する場合には、排出事業者が自ら申告納付します。

3 申告・納税の期限等

次に掲げる期間において徴収すべき(納付すべき)税額を、それぞれの期間に対応する期限までに申告し、納税します。

期 間	期 限
4月1日～6月30日まで	7月末日
7月1日～9月30日まで	10月末日
10月1日～12月31日まで	1月末日
1月1日～3月31日まで	4月末日

◆免税点と課税免除

- ・ 課税の公平の観点から、免税点や課税免除の制度は設けません。
- ・ 搬入量の多少にかかわらず、また国や地方公共団体であっても、産業廃棄物の排出業者である限り、
全て課税の対象となります。
- ・ 県内の最終処分場に搬入する排出事業者であれば、県内、県外を問わず、等しく課税されます。

◆課税期間

条例の施行後5年を目途に見直します。

●[県税の種類](#) ●[トップページ](#)

産業廃棄物税条例（平成十六年三月二十三日 宮城県条例第十九号）

（課税の根拠）

第一条 県は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
- 二 最終処分業者 廃棄物処理法第十四条第六項又は第十四条の四第六項の規定による知事（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定により保健所を設置する市にあっては、その長）の許可（廃棄物処理法第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の規定による変更の許可を含む。）を受け、産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいう。
- 三 最終処分場 県内に所在する産業廃棄物の埋立処分の用に供される施設をいう。

（課税地）

第三条 産業廃棄物税の課税地は、最終処分場の所在地とする。

- 2 知事は、前項の規定による課税地を不相当と認める場合又はこれにより難いと認める場合においては、別に課税地を指定することができる。

（納税義務者）

第四条 産業廃棄物税は、事業者（中間処理業者（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。）を含む。次項及び次条において同じ。）がその排出する産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した場合において、最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者には課する。

- 2 産業廃棄物税は、前項に規定する場合のほか、事業者がその排出する産業廃棄物の埋立処分を自ら行う場合には、最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者には課する。

（課税免除）

第五条 事業者が、天災地変その他の災害で知事が定めるものにより排出されることとなった産業廃棄物を最終処分場へ搬入をする場合には、当該産業廃棄物の搬入に対しては、産業廃棄物税を免除する。

（課税標準）

第六条 産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量とする。

- 2 前項の産業廃棄物の重量の計測が困難な場合においては、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とみなす。

（税率）

第七条 産業廃棄物税の税率は、一トンにつき千円とする。

（徴収の方法）

第八条 産業廃棄物税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第四条第二項の規定により産業廃棄物税を課する場合には、申告納付の方法による。

（特別徴収義務者）

第九条 最終処分業者を産業廃棄物税の特別徴収義務者とする。

- 2 知事は、必要があると認める場合には、前項に規定する者のほか、産業廃棄物税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。
- 3 前二項の特別徴収義務者は、産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入に対して課する産業廃棄物税を徴収しなければならない。

（特別徴収義務者としての登録）

第十条 前条第一項の規定により特別徴収義務者となるべき者は産業廃棄物の埋立処分の事業を開始しようとする日前五日までに、同条第二項の規定により特別徴収義務者に指定された者は直ちに、その特別徴収すべき産業廃棄物税に係る最終処分場ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して特別徴収義務者としての登録を申請しな

なければならない。

- 一 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名
 - 二 最終処分場の名称及び所在地
 - 三 最終処分場の設備の概要
 - 四 事業開始年月日
 - 五 その他知事が必要と認める事項
- 2 知事は、前項の規定による登録の申請をした者を登録した場合においては、その登録をした者に対しその者が産業廃棄物税の特別徴収義務者であることを証する証票を交付する。
 - 3 前項の証票の交付を受けた者は、これを最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。
 - 4 第二項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
 - 5 第二項の規定により登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じた場合においては、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
 - 6 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、最終処分場に係る産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅したときは、その消滅した日から十日以内に、その旨を知事に届け出るとともに、第二項の証票を返さなければならない。

(申告納入)

第十一条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、次の表の上欄に掲げる期間において徴収すべき産業廃棄物税について、それぞれ同表の下欄に定める期限までに、課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した規則で定める様式による納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。ただし、最終処分場における産業廃棄物の埋立処分の事業を終了し、又は休止した場合においては、その終了し、又は休止した日から一月以内に、終了し、又は休止した日までにおいて徴収すべき産業廃棄物税について、これを申告納入しなければならない。

一月一日から三月三十一日まで	四月末日
四月一日から六月三十日まで	七月末日
七月一日から九月三十日まで	十月末日
十月一日から十二月三十一日まで	一月末日

- 2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納入に係る期間又は期限を指定することができる。

(徴収猶予)

第十二条 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が、産業廃棄物の埋立処分の料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を前条に規定する納期限までに受け取ることができなかったことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認められるときは、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限って徴収猶予をすることができる。この場合においては、その徴収猶予は、分割徴収の方法によることを妨げない。

- 2 法第十五条第四項、第十五条の二及び第十五条の三並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は、前項前段の規定による徴収猶予について準用する。
- 3 知事は、第一項の規定により徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第十三条 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分の料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認められる場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、

前条の規定により徴収猶予をしているとき、その他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により産業廃棄物税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。
- 3 知事は、第一項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(申告納付)

第十四条 第八条ただし書の規定により産業廃棄物税を申告納付すべき納税者（第十六条第一項において「申告納付すべき納税者」という。）は、次の表の上欄に掲げる期間における産業廃棄物税について、それぞれ同表の下欄に定める期限までに、課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した規則で定める様式による納付申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付書によって納付しなければならない。ただし、最終処分場における産業廃棄物の埋立処分の事業を終了し、又は休止した場合においては、その終了し、又は休止した日から一月以内に、終了し、又は休止した日までにおいて納付すべき産業廃棄物税について、これを申告納付しなければならない。

一月一日から三月三十一日まで	四月末日
四月一日から六月三十日まで	七月末日
七月一日から九月三十日まで	十月末日
十月一日から十二月三十一日まで	一月末日

- 2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納付に係る期間又は期限を指定することができる。
- 3 第一項の規定により納付申告書を提出した者は、当該納付申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

(最終処分場の設置等の届出)

第十五条 最終処分場を設置しようとする者（第十条第一項の規定により登録を申請する者を除く。）は、当該最終処分場における産業廃棄物の埋立処分の事業を開始しようとする日前五日までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 最終処分場の設置者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名
- 二 最終処分場の所在地及び名称
- 三 最終処分場の設備の概要
- 四 埋立処分の開始年月日
- 五 その他知事が必要と認める事項

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出事項に変更を生じた場合においては、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(帳簿の保存等)

第十六条 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び申告納付すべき納税者は、最終処分場ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載し、当該帳簿を第十一条又は第十四条第一項若しくは第二項に規定する提出期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

- 一 産業廃棄物の搬入年月日
- 二 産業廃棄物の重量
- 三 産業廃棄物税の税額
- 四 その他知事が必要と認める事項

- 2 前項の場合において、同項の帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、知事の承認を受けたときは、当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によ

っては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)又は電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。)の保存をもって当該承認を受けた帳簿の保存に代えることができる。

(賦課徴収)

第十七条 産業廃棄物税の賦課徴収については、宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第四条、第四条の二、第七条第二項、第八条から第十三条まで、第十六条第一項及び第三項、第十六条の四、第十七条第一項及び第三項、第二十条、第二十一条、第一百六十七条、第一百六十九条並びに附則第三条の二の規定を準用する。この場合において、第四条及び第四条の二第一項中「県税」とあるのは「産業廃棄物税」と、第七条第二項中「前項に規定する県税以外の徴収金」とあるのは「産業廃棄物税に係る徴収金」と、第八条第一項中「県税」とあるのは「産業廃棄物税」と、第十三条第一項、第一百六十七条及び第一百六十九条中「この条例」とあるのは「産業廃棄物税条例」と読み替えるものとする。

2 この条例に定めがあるもののほか、産業廃棄物税の賦課徴収については、法令の定めるところによる。

3 産業廃棄物税は、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第六条の十七第二項第九号に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。

(県税事務所長に対する知事の権限の委任)

第十八条 知事は、次に掲げる事項を課税地所轄の県税事務所長に委任する。

一 産業廃棄物税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項

二 産業廃棄物税に係る過料の納額告知及び徴収に関する事項

2 知事は、前項の規定により委任した事項について必要があると認める場合においては、県税事務所長に指示することができる。

(使途)

第十九条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から徴収に要する費用を控除して得た額を産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用に充てなければならない。

(委任)

第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、法第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行う最終処分場への産業廃棄物の搬入について適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に最終処分業者である者については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に産業廃棄物の埋立処分の事業を開始するものとみなして、第十条第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「産業廃棄物の埋立処分の事業を開始しようとする日前五日までに」とあるのは、「直ちに」とする。

3 この条例の施行の際現に最終処分場を設置している者(前項の規定により施行日に産業廃棄物の埋立処分の事業を開始するものとみなされる者を除く。)については、施行日に最終処分場を設置するものとみなして、第十五条第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該最終処分場における産業廃棄物の埋立処分の事業を開始しようとする日前五日までに」とあるのは、「直ちに」とする。

(この条例の施行のための準備)

4 第十条第一項の規定による産業廃棄物税の特別徴収義務者の登録の申請は、施行日前においても行うことができる。

(この条例の失効)

5 この条例は、施行日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。

6 この条例は、施行日からこの条例の失効の日の前日までの期間中に行われた最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課した、又は課すべきであった産業廃棄物税については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

2 宮城県の産業廃棄物税制度（案）の概要

名 称	産業廃棄物税（仮称）
課 税 の 目 的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進 ○ 環境・リサイクル産業の育成・振興
納 税 義 務 者	<p>排出事業者（中間処理業者を含む。） （理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物の発生抑制・リサイクル促進を直接促すため
課 税 対 象	<p>県内における産業廃棄物の最終処分場への搬入 （理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最終処分場への搬入量の把握は容易かつ適切に捕捉が可能であり、最終処分場への搬入量全体を課税対象とすることにより、税負担の公平性が確保される。 ○ 中間処理業者に直接的にリサイクルのインセンティブがはたらくとともに、間接的ではあるが、排出事業者全般にインセンティブがはたらく。 ○ 排出量を課税対象とすると、徴税コスト等の問題から課税免除（一定規模未満の排出事業者の課税免除）等が必要となり、納税義務者に偏りが生ずる。 ○ 排出量を課税対象とすると、リサイクル施設への搬入の税負担の除外や中間処理による減量化に対する軽減措置等、税制度が複雑となる。 ○ 排出量を課税対象とすると、中間処理後に他県へ搬出される場合、二重課税の危険性がある。（北東北3県は最終処分場への搬入に課税予定。） ○ 北東北3県では最終処分場への搬入を課税対象としていることから、隣接県域で異なる税制とすることは混乱を招くおそれがある。
課 税 概 要 図	<pre> graph TD A[排出事業者 (納税義務者)] --> B(課税) C[排出事業者] --> D[中間処理業者 (納税義務者)] D --> E(課税) B --> F[最終処分(埋立)業者 (特別徴収義務者)] E --> F </pre>
課 税 標 準	最終処分場への産業廃棄物の搬入重量
税 率	<p>最終処分場への搬入量1トン当たり1,000円 （理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既に導入済みの北東北3県をはじめとした全ての県では、1,000円/トンとしており、他県との均衡上から、また、税率が異なることによる他県との流出入や混乱を避けるためにも、税率を同一とすることが適当である。

納税方法	最終処分業者による特別徴収（自ら排出した産業廃棄物を、自ら設置する最終処分場に搬入する者は、申告納付）
申告・納税期限	特別徴収義務者及び申告納付者は、毎月ごとにまとめて、翌月末までに納税
免税点	なし (理由) ○ 全ての排出事業者インセンティブをはたらかせること及び税の公平性の観点から、免税点は設けない。
課税免除	なし ※ 排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に搬入する自社処分及び下水道汚泥、上水汚泥等の公共関係の最終処分の場合についても、税の公平性の観点や発生抑制・リサイクルの促進を図る観点から、課税免除はしない。
税収の用途	○ 産業廃棄物の発生抑制・リサイクル促進に対する支援 ○ 環境・リサイクル産業の育成・振興 ○ 不法投棄の未然防止等等不適正処理対策の強化 ※ 不法投棄の原状回復には使用しない。税金逃れのための不適正処理を防止するための監視体制強化に使用する。 ○ その他（徴税費用、交付金等）
税収規模	4億円程度
その他	5年間の時限措置とし、税制度の施行状況や社会情勢の推移等を勘案して検討を行い、その検討結果に基づいて再度の条例化等必要な見直しを行うものとする。 また、税収用途の透明性の確保の観点から、一般財源とは独立した会計処理（基金等）を検討する。

なお、北東北3県では、産業廃棄物税制度のほかに、環境保全協力金制度も併せて導入しています。この制度は、県外からの産業廃棄物の搬入に際して事前協議を行うとともに、行政契約を締結し、産業廃棄物税と併せて環境保全協力金を納付させるものです。

しかし、環境保全協力金制度は、相手方の任意の協力による制度であり、納付を拒否する者への対応の問題が考えられるほか、リサイクル目的での流入まで対象とすることは、リサイクル産業の原材料確保に大きな障害となるおそれがあることから、環境・リサイクル産業を育成・振興しようとする本県での導入については課題が多いと考えています。

京都府産業廃棄物税条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第3条に規定する事業者の責務にかんがみ、産業廃棄物の排出行為に対する経済的負担及び税収を財源とする産業廃棄物に係る施策の実施を通じて、事業者の排出する産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進することを目的とする。

2 府は、前項の目的を達成するため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第6項の規定により、産業廃棄物税を課する。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 中間処理産業廃棄物 廃棄物処理法第12条第3項に規定する中間処理産業廃棄物をいう。
- (3) 最終処分業者 廃棄物処理法第11条第2項の規定により産業廃棄物の最終処分をその事務として行う市町村及び廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定による知事（保健所を設置する市にあっては、その長。次号において同じ。）の許可（廃棄物処理法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による変更の許可を含む。）を受け産業廃棄物の最終処分を業として行う者をいう。
- (4) 最終処分場 廃棄物処理法第15条第1項の規定による知事の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第269号）の施行の日前に府内において設置された産業廃棄物の最終処分場であって、同日前においてその設置に係る同項の許可を要しなかったものを含む。）をいう。

（課税地）

第3条 徴収金は、最終処分場の所在地において賦課徴収する。

（納税義務者等）

第4条 産業廃棄物税は、産業廃棄物の最終処分場への搬入に対し、当該搬入に係る産業廃棄物を排出した事業者に課する。この場合において、当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物であるときは、当該中間処理産業廃棄物を排出した事業者に課する。

2 前項後段の場合において、産業廃棄物の処理を委託した事業者は、この条例の目的が達成されるよう協力するものとする。

(課税標準)

第5条 産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする。
この場合において、産業廃棄物の重量の計測が困難なときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の体積を換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とみなす。

(税率)

第6条 産業廃棄物税の税率は、1トンにつき1,000円とする。

(端数計算)

第7条 産業廃棄物税の確定金額に1円未満の端数があるとき又はその全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(徴収の方法)

第8条 産業廃棄物税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、事業者がその排出する産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に搬入する場合の徴収については、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者)

第9条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、最終処分業者とする。

- 2 知事は、必要があると認める場合には、最終処分業者のほか、徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。
- 3 前2項の特別徴収義務者は、産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課する産業廃棄物税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録等)

第10条 前条第1項の特別徴収義務者は産業廃棄物の最終処分を業として開始しようとする場合にはその5日前までに、同条第2項の規定により特別徴収義務者に指定された者はその指定された日から5日以内に、その特別徴収すべき産業廃棄物税に係る最終処分場ごとに、それぞれ規則で定める様式による登録申請書を知事に提出し、当該最終処分場における特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。

- 2 前項の規定により提出すべき登録申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
 - (2) 最終処分場の所在地及び名称
 - (3) 事業開始年月日
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項
- 3 知事は、前項の登録申請書を受理した場合には当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録し、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知するとともに、規則で定める証票を交付するものとする。

- 4 前項の証票の交付を受けた登録特別徴収義務者は、これを当該最終処分場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 5 第3項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 6 第3項の証票の交付を受けた登録特別徴収義務者は、当該最終処分場に係る産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から10日以内に、その証票を知事に返さなければならない。
- 7 登録特別徴収義務者は、その登録申請書記載事項に変更を生じた場合においては、当該変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更の申請をしなければならない。

(申告納入)

第11条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき産業廃棄物税について、同表の右欄に定める期限までに、規則で定める様式による納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。ただし、最終処分場に係る埋立処分を終了し、又は休止した場合には、その終了し、又は休止した日から1月以内に、終了し、又は休止した日までにおいて徴収すべき産業廃棄物税について、これを申告納入しなければならない。

1月1日から3月末日まで	4月末日
4月1日から6月末日まで	7月末日
7月1日から9月末日まで	10月末日
10月1日から12月末日まで	翌年1月末日

- 2 知事は、前項の期間及び期限について必要があると認められた場合においては、同項の規定にかかわらず、別に期間及び期限を指定することができる。

(徴収猶予)

第12条 知事は、法第15条の規定による場合のほか、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の最終処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を前条第1項の期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。この場合において、知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

- 2 前項の規定により徴収猶予の申請をする特別徴収義務者は、規則で定める様式による申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明するに足りる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- 3 法第15条第4項、第15条の2及び第15条の3並びに第16条の2第1項から第3項までの規定は第1項前段の規定による徴収猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は第1項後段の規定に

よる担保について準用する。

- 4 知事は、第1項の規定により徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。
- 5 第1項の規定により徴収を猶予した場合においては、当該徴収金に係る督促状を発する期間は、その猶予した期間の末日から20日以内とする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第13条 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の最終処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条第1項の規定により徴収猶予をしているとき、その他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除する。

- 2 前項の規定により徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を受けようとする特別徴収義務者は、規則で定める様式による申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明するに足りる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により、産業廃棄物税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。
- 4 知事は、第1項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(申告納付)

第14条 第8条ただし書の規定により産業廃棄物税を申告納付すべき納税者(以下「納税者」という。)は、次の表の左欄に掲げる期間における産業廃棄物税について、同表の右欄に定める期限までに、規則で定める様式による納付申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。ただし、最終処分場に係る埋立処分を終了し、又は休止した場合においては、その終了し、又は休止した日から1月以内に、終了し、又は休止した日までにおいて納付すべき産業廃棄物税について、これを申告納付しなければならない。

1月1日から3月末日まで	4月末日
4月1日から6月末日まで	7月末日
7月1日から9月末日まで	10月末日
10月1日から12月末日まで	翌年1月末日

- 2 知事は、前項の期間及び期限について必要があると認めた場合においては、同項の規定にかかわらず、別に期間及び期限を指定することができる。
- 3 第1項の規定により納付申告書を提出した者は、当該納付申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定める様式による修正申告書を知事に提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(納税者の届出)

第15条 納税者は、自らが設置する最終処分場において産業廃棄物の最終処分を開始する場合にはその5日前までに、規則で定める様式による届出書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により提出すべき届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 納税者の住所及び氏名又は名称
 - (2) 最終処分場の所在地及び名称
 - (3) 最終処分の開始年月日
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項
- 3 第1項の規定により届出書を提出した者は、その届出をした事項に変更を生じた場合においては、当該変更に係る事項について、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

(更正及び決定の通知等)

第16条 法第733条の16第4項の規定による更正又は決定の通知、法第733条の18第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

- 2 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者（以下「特別徴収義務者等」という。）で前項の通知書により通知を受けたものは、当該通知に係る不足金額（更正による納入金若しくは税金の不足金額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。）、過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額をそれぞれ当該通知書に記載された納期限までに納入し、又は納付しなければならない。

(納税管理人の申告等)

第17条 特別徴収義務者等は、府内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合又は有しなくなった場合においては、納入又は納付に関する一切の事項を処理させるため、府内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に、規則で定める様式による納税管理人申告書を知事に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更した場合その他申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者等は、当該特別徴収義務者等に係る産業廃棄物税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたと

きは、納税管理人を定めることを要しない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第18条 前条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者等で同条第1項の承認を受けていないもののうち、同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった者は、3万円以下の過料に処する。

(帳簿等の記載義務等)

第19条 特別徴収義務者等は、帳簿を備え、最終処分場への産業廃棄物の搬入について次に掲げる事項を記載し、その帳簿を第11条第1項若しくは第2項に規定する納入申告書の提出期限又は第14条第1項若しくは第2項に規定する納付申告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- (1) 産業廃棄物の搬入年月日
 - (2) 産業廃棄物の重量
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項
- 2 特別徴収義務者等は、最終処分場への産業廃棄物の搬入に際して廃棄物処理法において作成すべきこととされている書類等のほか、最終処分に係る委託契約書その他規則で定めるものを前項の帳簿の保存期限まで保存しなければならない。

(帳簿の電磁的記録による保存等)

第20条 特別徴収義務者等は、前条第1項の帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、知事の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該承認を受けた帳簿の備付けに代えることができる。

- 2 特別徴収義務者等は、前条第1項の帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、知事の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもって当該承認を受けた帳簿の備付けに代えることができる。
- 3 第1項の承認を受けている者は、規則で定める場合において、当該承認を受けている帳簿(以下この項において「電磁的記録に係る承認済帳簿」という。)の全部又は一部について知事の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた電磁的記録に係る承認済帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた電磁的記録に係る承認済帳簿に係る電磁的記録の保存に代えることができる。
- 4 前3項のいずれかの承認を受けている帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイ

クロフィルムに対する地方税に関する法令の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該帳簿とみなす。

(電磁的記録による保存等の承認の申請等)

第21条 特別徴収義務者等は、第19条第1項の帳簿について前条第1項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする帳簿の備付けを開始する日(当該帳簿が2以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日)の3月前の日までに、当該帳簿の種類、当該帳簿の作成に使用する電子計算機及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)の概要その他規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。ただし、新たに設立された法人等が、当該承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする帳簿の全部又は一部が、その設立の日から同日以後6月を経過する日までの間に備付けを開始する帳簿であるときは、設立の日以後3月を経過する日までに、当該申請書を知事に提出することができる。

2 法第750条第3項から第5項まで、第751条及び第753条の規定は、前条第1項の承認について準用する。

3 前2項の規定は、前条第2項及び第3項の承認について準用する。

(賦課徴収)

第22条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は京都府府税条例(昭和25年京都府条例第42号)の定めるところによる。この場合において、同条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び京都府産業廃棄物税条例(平成16年京都府条例第 号)」と、同条例第3条第2項中「(3) 入猟税」とあるのは

「(3) 入猟税

(4) 産業廃棄物税」と、

同条例第17条第1項及び第2項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは京都府産業廃棄物税条例」とする。

(税収の使途)

第23条 知事は、府に納入され、又は納付された産業廃棄物税額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除した額を、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進するための施策に要する費用に充てるものとする。

(規則への委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課すべき産業廃棄物税について適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において現に最終処分業者である者については、施行日に最終処分の業を開始する者とみなして、第10条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「最終処分を業として開始しようとする場合にはその5日前まで」とあるのは、「この条例の施行の日から10日以内」とする。
- 3 施行日において現に最終処分場を設置している者については、施行日に当該最終処分場での最終処分を開始する者とみなして、第15条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「自らが設置する最終処分場において産業廃棄物の最終処分を開始する場合にはその5日前まで」とあるのは、「この条例の施行の日から10日以内」とする。

(準備行為)

- 4 第9条第1項の規定により特別徴収義務者となる者に係る特別徴収義務者としての登録の申請及び通知並びに証票の交付は、施行日前においても、第10条第1項及び第3項の規定の例により行うことができる。
- 5 産業廃棄物税の納税者となる者に係る納税者としての届出は、施行日前においても、第15条第1項の規定の例により行うことができる。

(検討)

- 6 この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

産業廃棄物税条例案の概要

項 目	内 容
目 的	循環型社会の構築に向け、産業廃棄物の最終処分場への搬入に課税することにより、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進することを目的とする。
仕 組 み	<pre> graph TD A1[府内外排出事業者 (納税義務者)] -- 課税 --> B1[府内最終処分場 (特別徴収義務者)] A2[府内外排出事業者] -- 課税 --> B1 A2 -.-> B2[他府県最終処分場] A2 -.-> B3[府内自社最終処分場] A3[府内外排出事業者 (納税義務者)] -- 申告納付 [課税] --> B3 </pre>
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ◇府内最終処分場に持ち込まれる産廃に着目 ◇納税義務者は、府内最終処分場に搬入するすべての排出事業者及び中間処理業者（免税点なし） ◇中間処理業者に処理を委託する排出事業者は、税相当額を負担 ◇最終処分業者による特別徴収方式
納税義務者	排出事業者又は中間処理業者（府内最終処分場へ産業廃棄物を搬入する者）
課税標準	府内最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量（t）
徴収方法	最終処分業者による特別徴収
特別徴収義務者	府内最終処分業者
税 率	1,000円/t（20km/tの運搬料に相当、産廃流通変化を起こさせない金額、近隣県とも整合）
税收規模	89百万円（将来推計値）
徴税コスト	11百万円（概算値）
税收の用途	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の減量化の推進（減量化・リサイクル技術の研究開発等支援） ・適正処理施設の整備推進（リサイクル施設、最終処分場等の整備支援） ・産業廃棄物処理情報の共有化等推進（排出事業者のサポート、優良処理業者育成のための情報システム等の整備）
特 徴 等	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分に着目し課税。排出事業者や中間処理業者の処分量削減努力を求め、最終処分による環境負荷低減を目指す。 ・特別徴収方式とすることにより、制度の簡明さを確保。 ・条例の目的を規定。 ・中間処理業者に委託する排出事業者の協力義務を規定。